

（仮称）尊延寺地区開発事業  
環境影響評価方法書

要 約 書

令和 7 年 12 月

株式会社 東昌ホールディングス

## はじめに

本図書は、枚方市環境影響評価条例（平成27年12月14日、枚方市条例第53号）第2条第2号の規定に基づき作成した「(仮称) 尊延寺地区開発事業環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）」の要約書である。

## 【目 次】

1. 事業計画	1-1
1.1 事業者の氏名及び住所	1-1
1.2 事業の名称及び目的	1-1
1.2.1 事業の名称	1-1
1.2.2 事業の目的	1-1
1.2.3 事業の種類	1-1
1.3 事業計画の内容	1-2
1.3.1 事業計画地の位置及び区域	1-2
1.3.2 用途地域	1-2
1.3.3 事業の規模	1-2
1.3.4 事業計画の概要	1-5
1.4 環境保全上の配慮	1-28
1.5 環境影響評価を実施する地域	1-33
2. 地域の概況	2-1
3. 環境影響評価項目の選定	3-1
3.1 環境影響要因の抽出	3-1
3.2 環境影響評価項目の選定	3-2
4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
5. 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等	5-1

## 1. 事業計画

### 1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：株式会社 東昌ホールディングス

代表取締役 田中 亜渡夢

事業者の住所：大阪府泉北郡忠岡町新浜1丁目1-10

### 1.2 事業の名称及び目的

#### 1.2.1 事業の名称

(仮称) 尊延寺地区開発事業

#### 1.2.2 事業の目的

対象事業実施区域は、枚方市における再生骨材（再生砂、再生砂利、再生生コン、及びRC）の製造・販売事業を営んでいた株式会社京星の事業跡地に、都市計画審議会を経て地区計画の策定に向けて行政協議を踏まえた上で、物流施設を開発する計画となっている。

対象事業地は、第二京阪道路枚方東ICと京奈和自動車道田辺西ICから共に3kmほどの立地にあり、広域配送の中継拠点となる物流適地としてのポテンシャルが高い地域に位置している。ここに物流施設を建設して物流企業を誘致して地域の活性化を図ることを目的としている。

対象事業では、平坦面積部分に物流施設を配置すべく、建物外周部分にトラックの周回路・乗用車駐車場・トラック待機場等を整備する。また、対象事業実施区域は、既存地形を利用し周辺隣地より高い位置に計画され、対象事業実施区域北側に住居地域が所在する為、緩衝帯となる緑地を設ける形で、隣地からの景観に配慮した計画を予定している。また、敷地内のインフラ整備を行うことや、現況の土砂残土集積地が撤去・廃止され、空地がなくなることにより、周辺環境の防犯面の向上も期待できる。さらに、昨今の物流は多くの人手が求められるため、地域における雇用の促進が見込める。

#### 1.2.3 事業の種類

対象事業は、「枚方市環境影響評価条例」（平成27年条例第53号）第2条第2号に定義される「都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為を伴う事業」であり、「枚方市環境影響評価条例施行規則」（平成28年規則第22号）別表第1に掲げる「開発事業」〔第1種対象事業（当該許可に係る施行区域の面積が5ha以上（東部区域））〕に該当する。

### 1.3 事業計画の内容

#### 1.3.1 事業計画地の位置及び区域

##### (1) 事業計画地の位置

大阪府枚方市尊延寺994番3 他67筆 (図1-3-1, 図1-3-2参照)

##### (2) 事業計画地の区域

事業計画地は図1-3-3に示すとおり、ほとんどが再生骨材の製造・販売を営んでいた事業所跡地となっている。

北西側は住宅団地、南西側は農地に、東側は工場、事業所用地に面している。

計画地の南側を椎尾川が、北側を宗谷川が流れ、穂谷川に合流している。

#### 1.3.2 用途地域

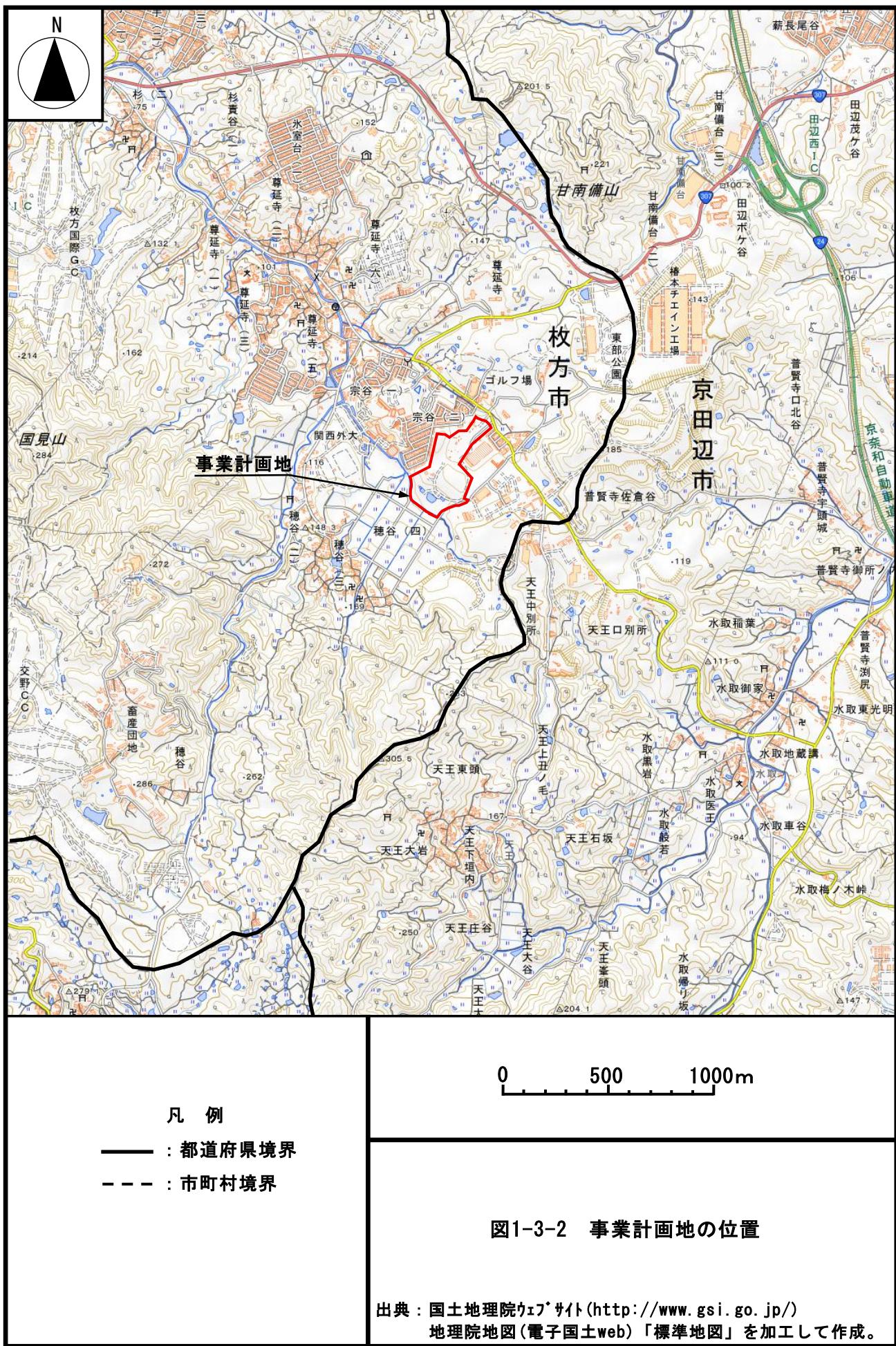
事業計画地は、全域が市街化調整区域に指定されている。

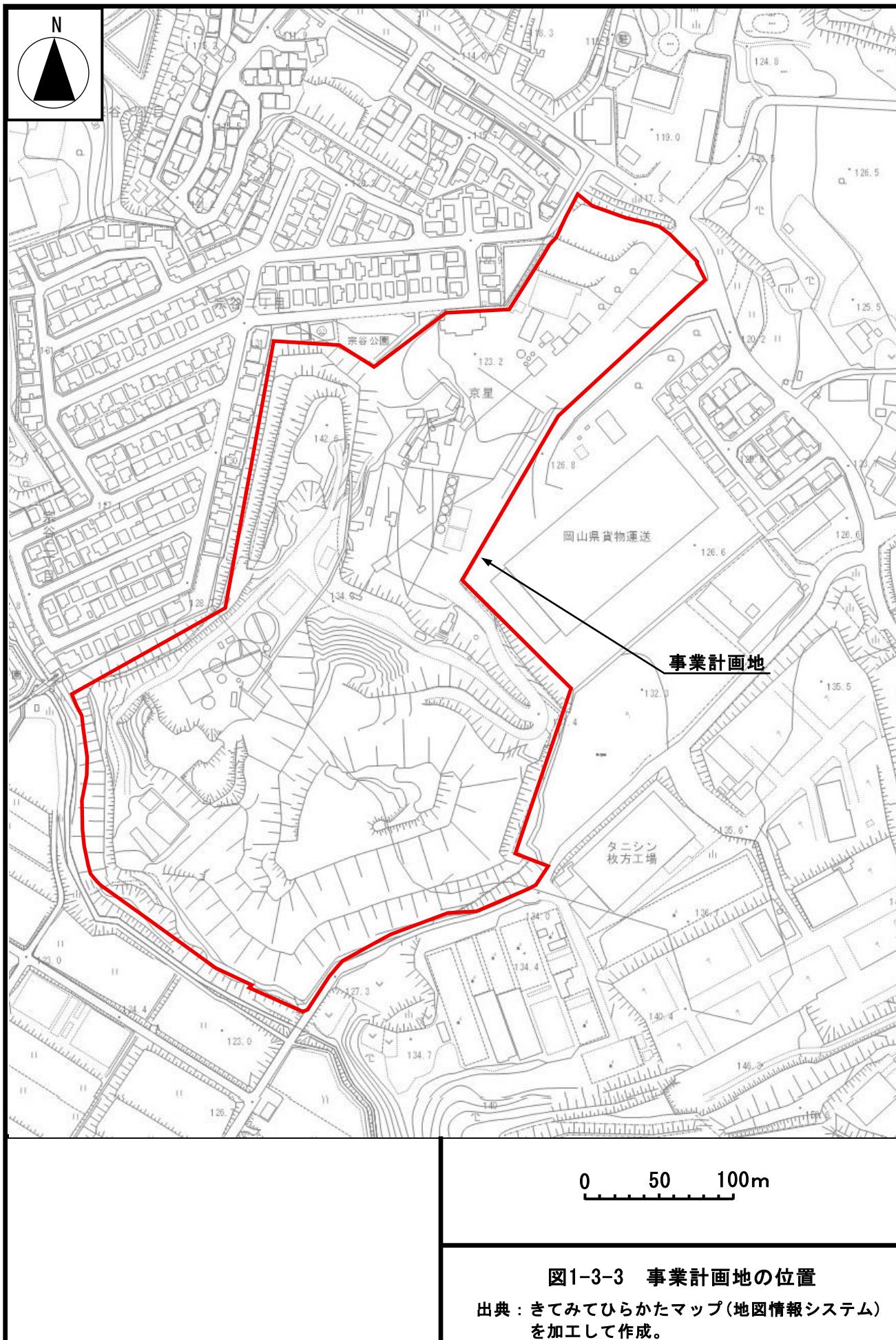
#### 1.3.3 事業の規模

事業計画地面積 約9.4ha



図1-3-1 事業計画地の位置 (広域図)





#### 1.3.4 事業計画の概要

##### (1) 施設計画

###### 1) 建築物の概要

施設計画の概要は、表1-3-1に示す。

表 1-3-1 施設計画概要

建物用途	物流施設（倉庫）		
建物構造	鉄骨造		
建築面積	約 33,000 m <sup>2</sup>		
建ぺい率	約 36%		
延床面積	階	階高 (m)	延床面積 (m <sup>2</sup> )
	4	7.5	約 33,000 m <sup>2</sup>
	3	7.5	約 33,000 m <sup>2</sup>
	2	7.5	約 33,000 m <sup>2</sup>
	1	7.5	約 33,000 m <sup>2</sup>
	合計		約 132,000 m <sup>2</sup>
容積率	約 125%		
建物高さ	地上 30.0m		
階 数	地上 4 階		
駐車場台数	490 台		
駐輪台数	100 台		
バース台数	295 台		

###### 2) テナント数

テナント数は、16テナント程度を想定している。

###### 3) 運営時間、その他

- ・営業時間 : 24時間稼働
- ・休業日等の計画 : 年中無休
- ・従業員数（就業員数） : 約500人/日 ※荷主業態により変動する

## (2) 土地利用計画

### 1) 土地利用計画

土地利用計画は表1-3-2に、土地利用一覧表は表1-3-3に示す。

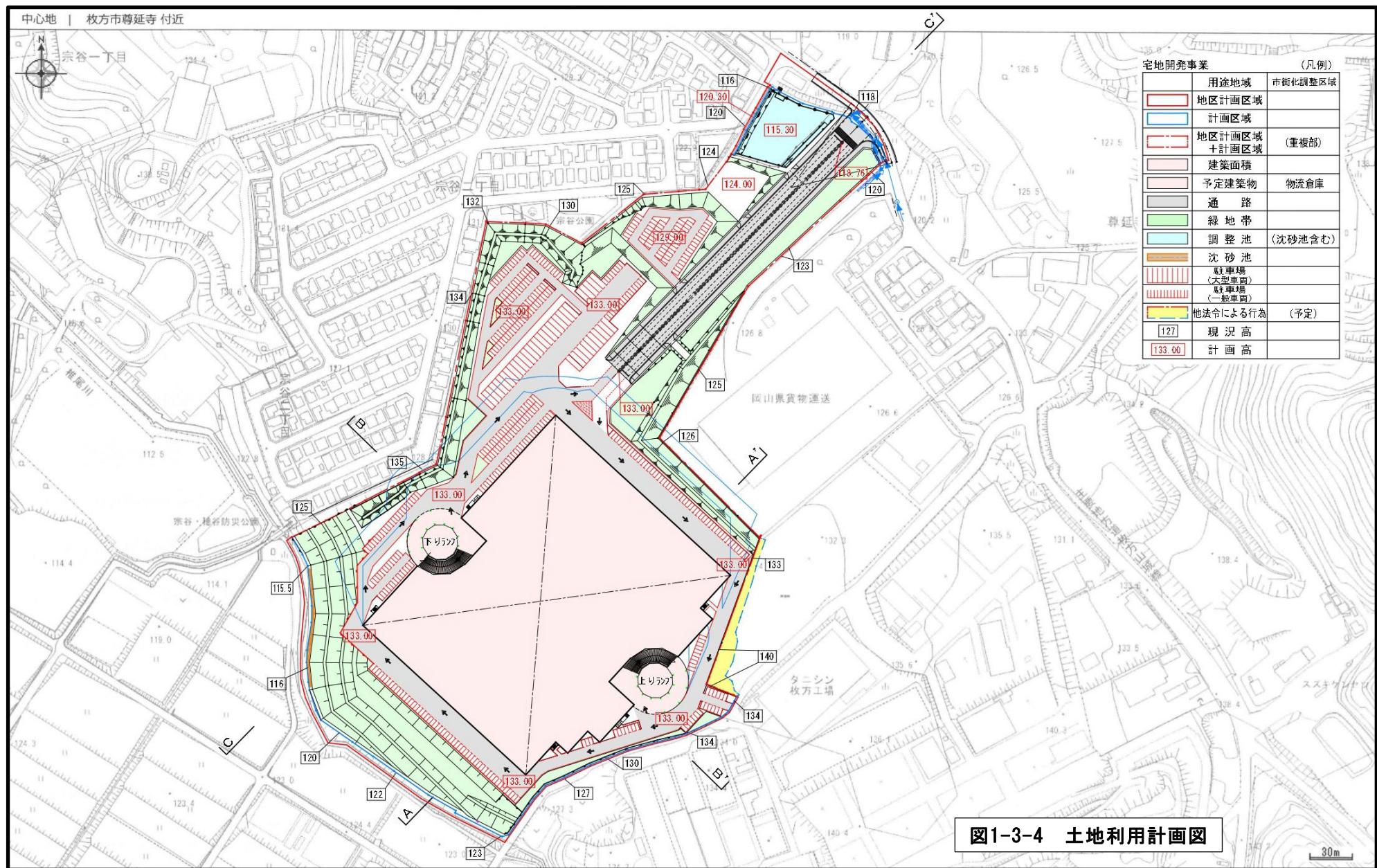
表1-3-2 土地利用計画

土地利用区分	面積・台数	備考
倉庫	延床面積：132,000 m <sup>2</sup> 程度	事務所、荷捌き場等を含む
駐車場	普通車：450台、トラック待機：40台程度	駐輪場・バイク置き場の詳細は別途検討
緑地	20%以上を確保	
道路・車路等	利用計画図 参照	
公園	計画なし	

表1-3-3 土地利用一覧表

用途地域	市街化調整区域
開発区域	93,521.62 m <sup>2</sup>
建築面積	33,446.70 m <sup>2</sup>
予定建築物	物流倉庫
通路	17,303.69 m <sup>2</sup>
緑地帯	21,801.94 m <sup>2</sup>
調整池	1,929.56 m <sup>2</sup>
駐車場（大型車両）	40台
駐車場（一般車両）	450台
沈砂池	2基
造成協力地	810.31 m <sup>2</sup>

1-7



## 2) 排水計画（汚水・雨水）

### ①雨水排水

雨水排水計画に関する水路の現況は図1-3-5に示すとおりである。工事中の雨水排水計画の概略図を図1-3-6に、供用後の雨水排水計画の概略図を図1-3-7に示す。

事業計画地の現況の地形は、ほぼ平坦であるが砲台状になっており、現況の雨水排水はそれぞれ東側の宗谷川、西側の椎尾川を経由して、一級河川穂谷川へ放流されている。

雨水排水計画において事業計画地に降った雨水は、事業計画地内に適切な規模の雨水流出抑制施設を整備し洪水対策を図った上で、現況地形に合わせ計画地からそれぞれ東側、西側の河川へ放流する。なお、雨水流出抑制施設の規模及び構造については、大阪府の定める砂防指定地内行為許可基準に基づく調整池等流出抑制施設技術基準（案）

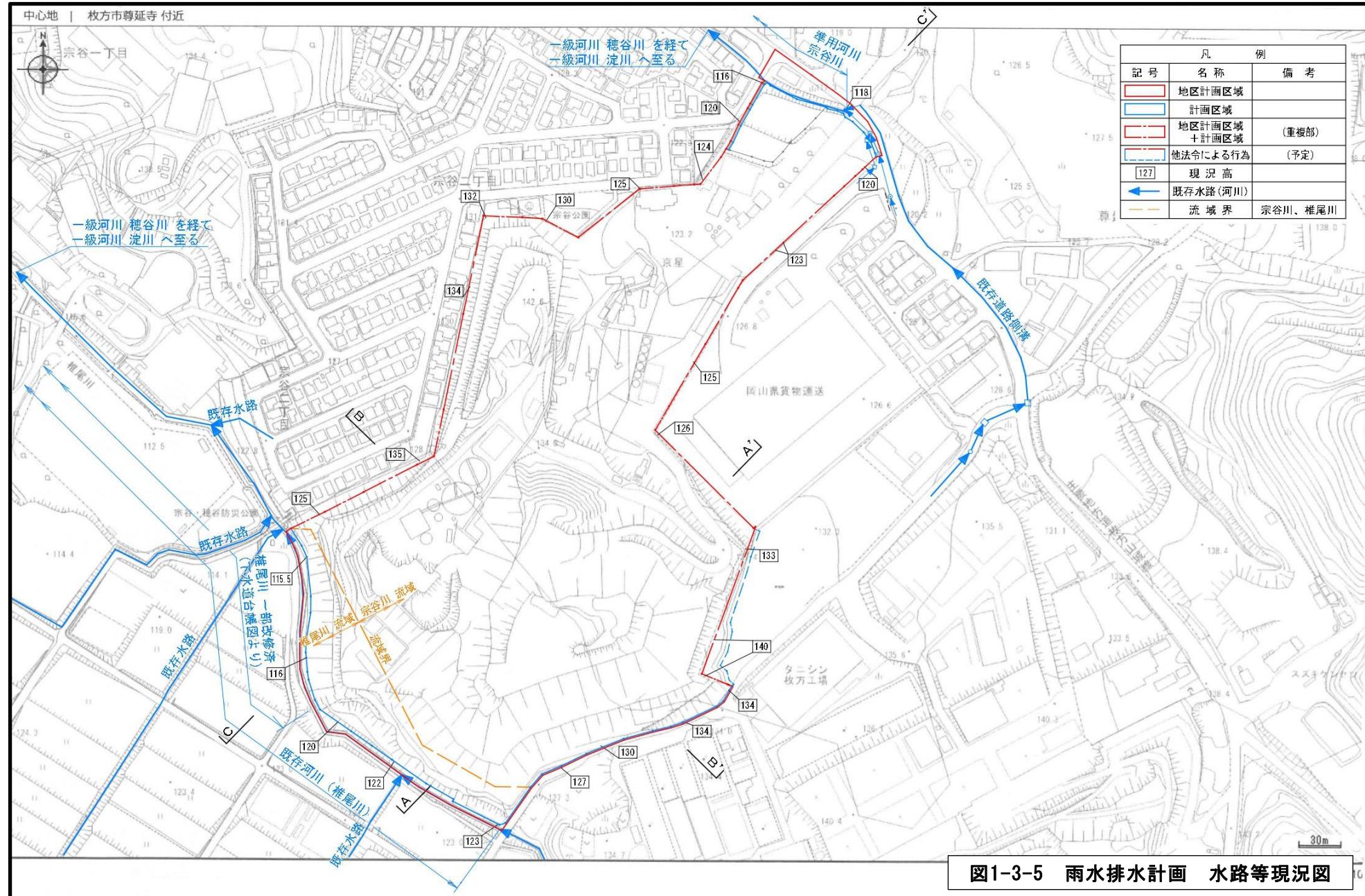
（平成7年10月、大阪府）（以下「大阪府調整池基準」という。）及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく公共・公益施設整備に係る基準（令和4年4月）（以下「枚方市開発技術基準」という。）に基づいて、枚方市上下水道管理者と協議し計画する。

### ②汚水排水

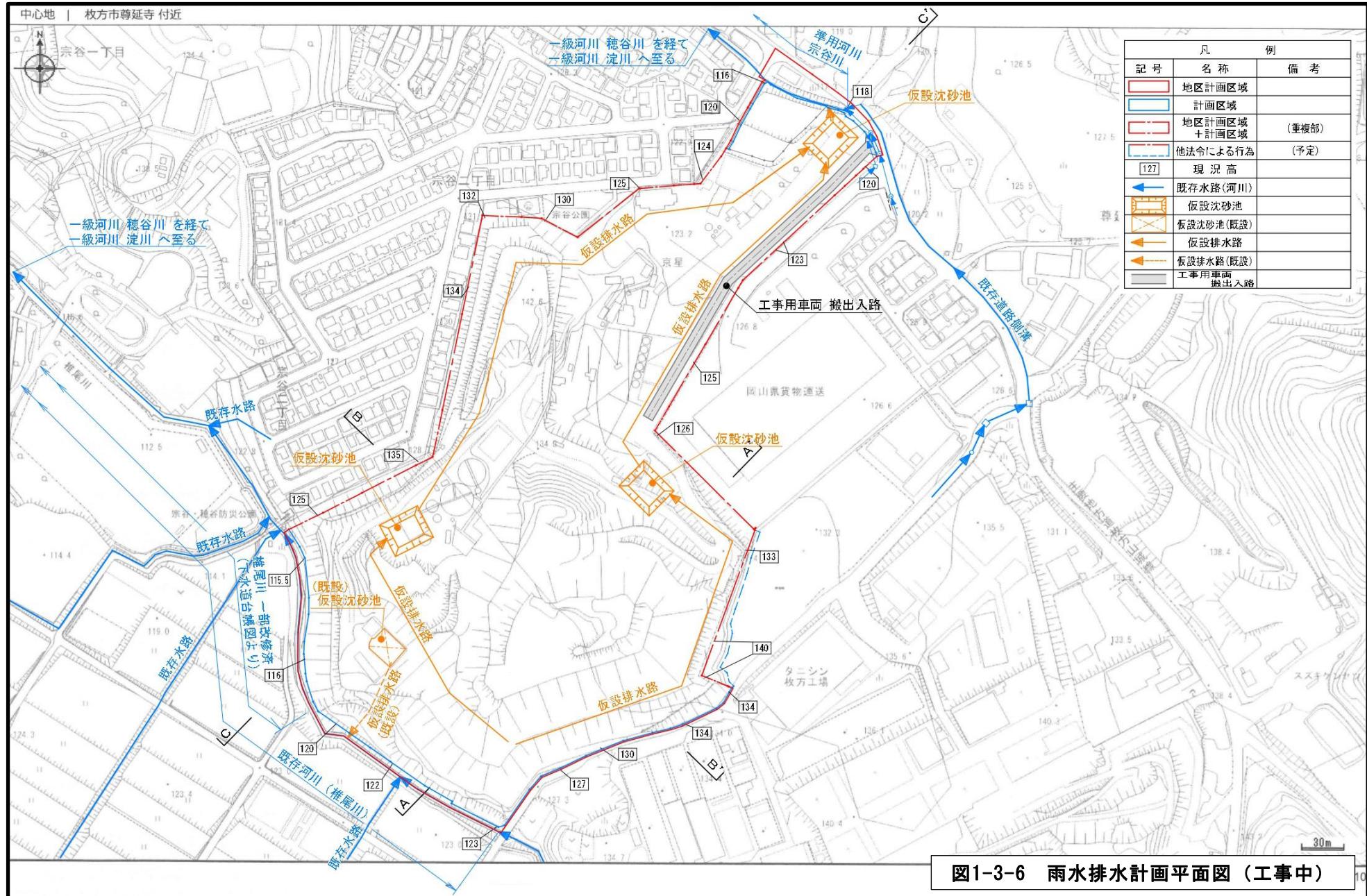
汚水排水計画の概略図は図1-3-8に示すとおりである。

汚水排水は、汚水枠及び取付管を設置した後、公共下水道に接続するものとし、必要に応じて汚水本管を新設する。

1-6



1-10



1-1

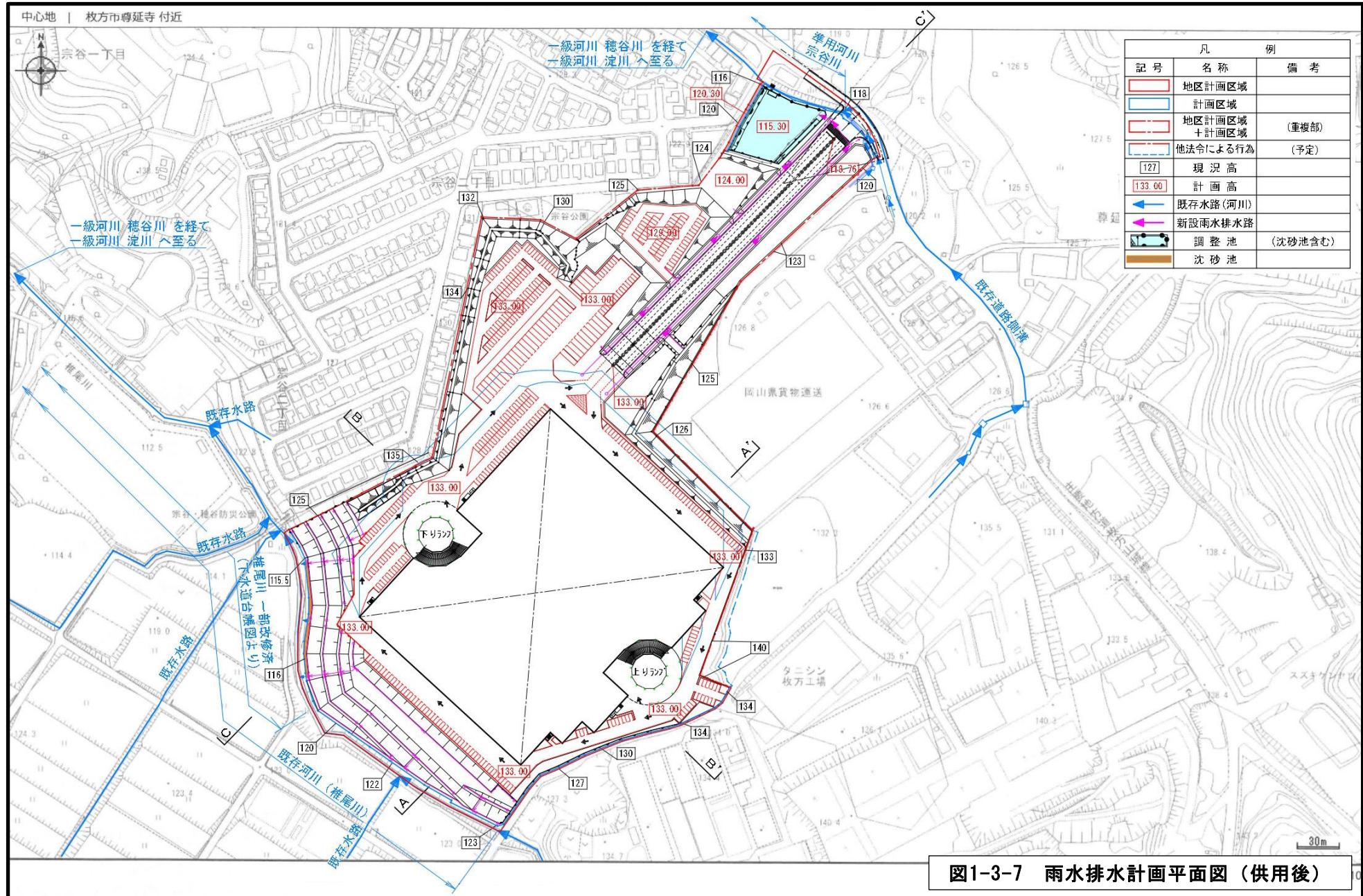
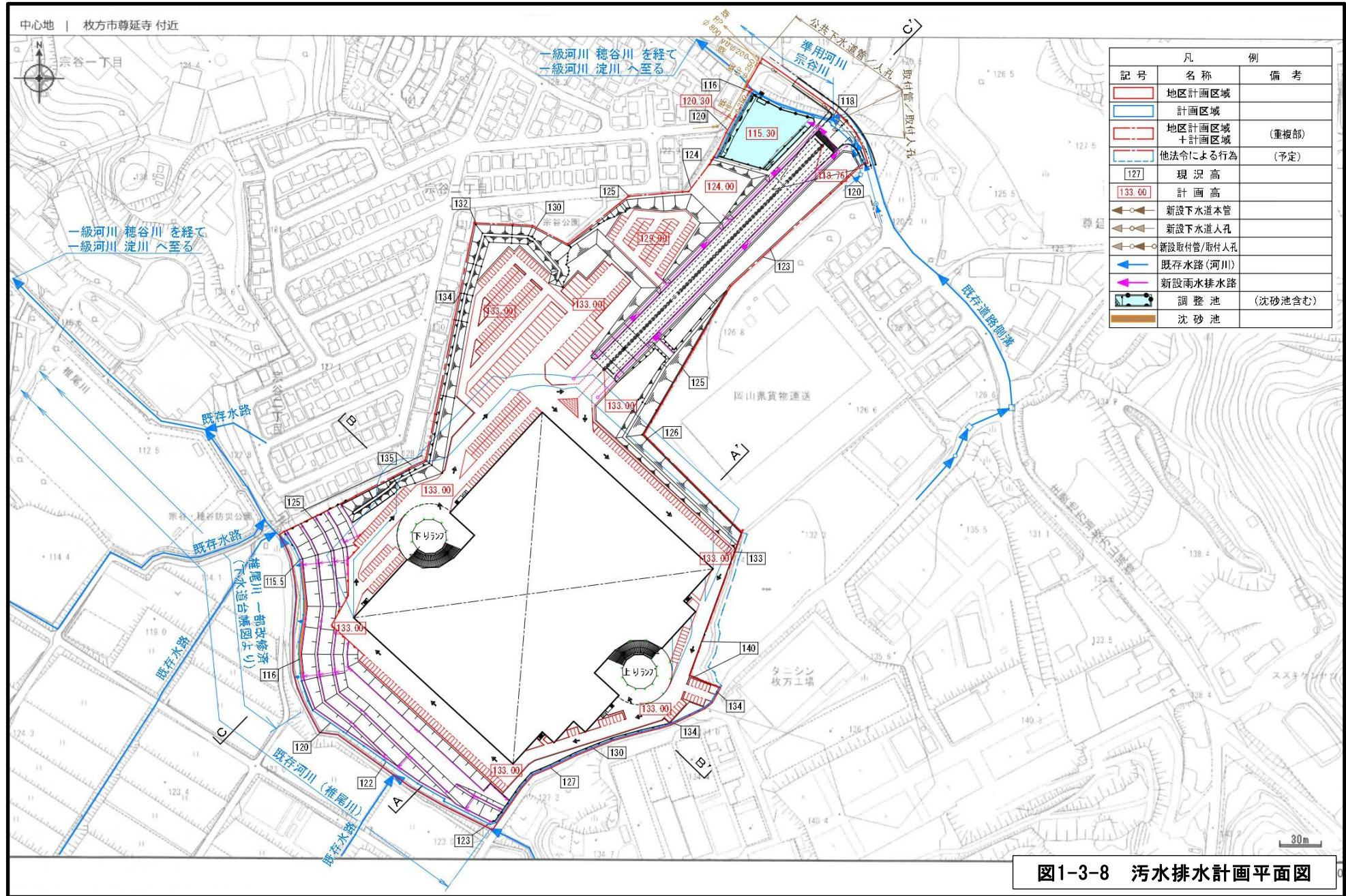


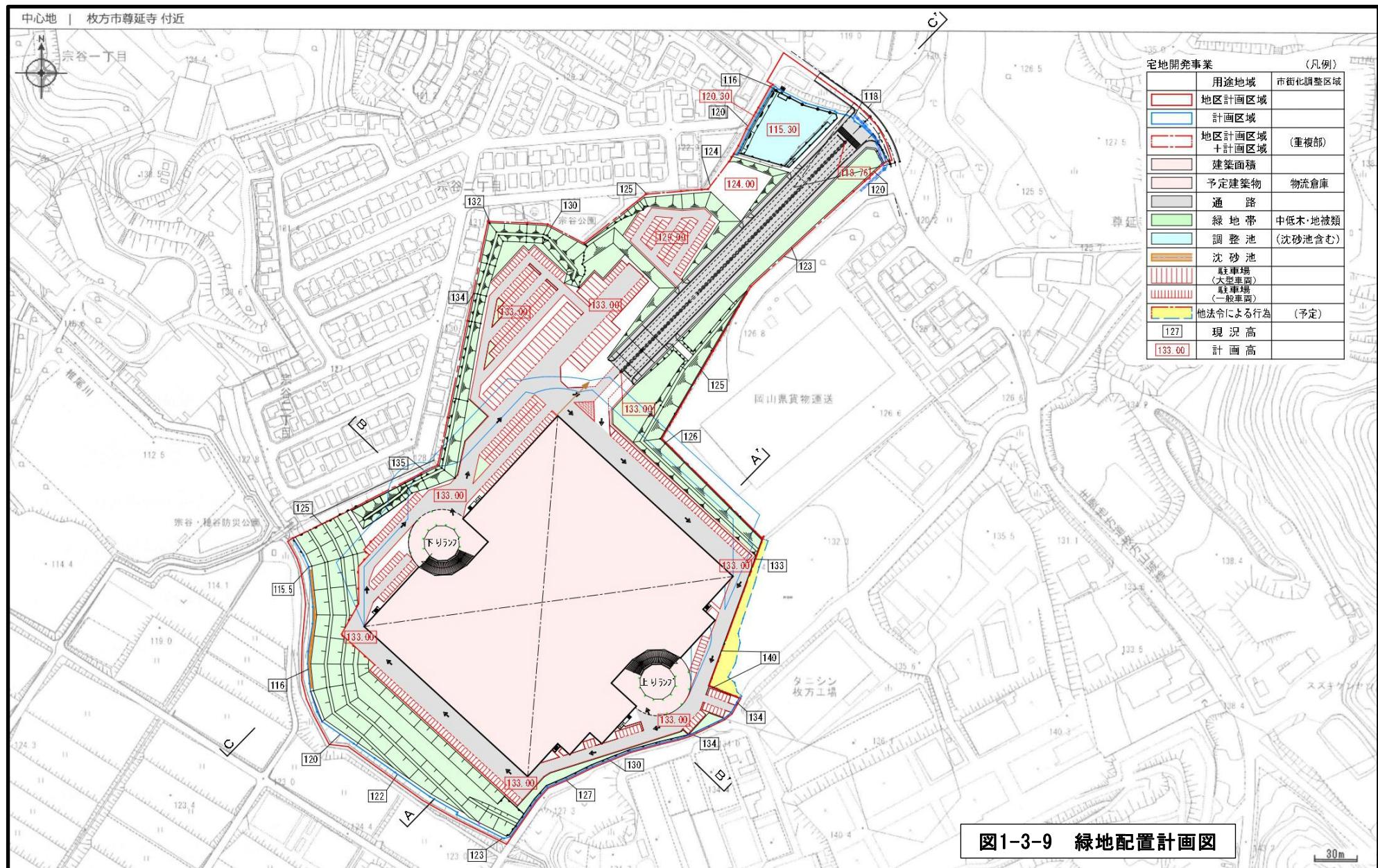
図1-3-8 污水排水計画平面図



### 3) 緑化計画

大阪府では1,000m<sup>2</sup>以上の敷地において行われる建築物の新築・改築又は増築の場合「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年3月条例第2号）の第33条及び第34条に基づいた、敷地内の緑化が義務付けられている。このため、事業計画地内において「大阪府自然環境保全条例」及び「大阪府自然環境保全条例施行規則」（昭和52年6月 規則第40号）に基づいて緑化を計画する。

事業計画地における緑地の配置計画図を図1-3-9に示す。



### (3) 供給計画

#### 1) 燃料等供給施設の有無

計画なし（ただし、非常用発電機用燃料タンクを計画する場合有り。）

#### 2) 地下水利用の有無

計画なし

### (4) 供用時の車両台数、走行経路

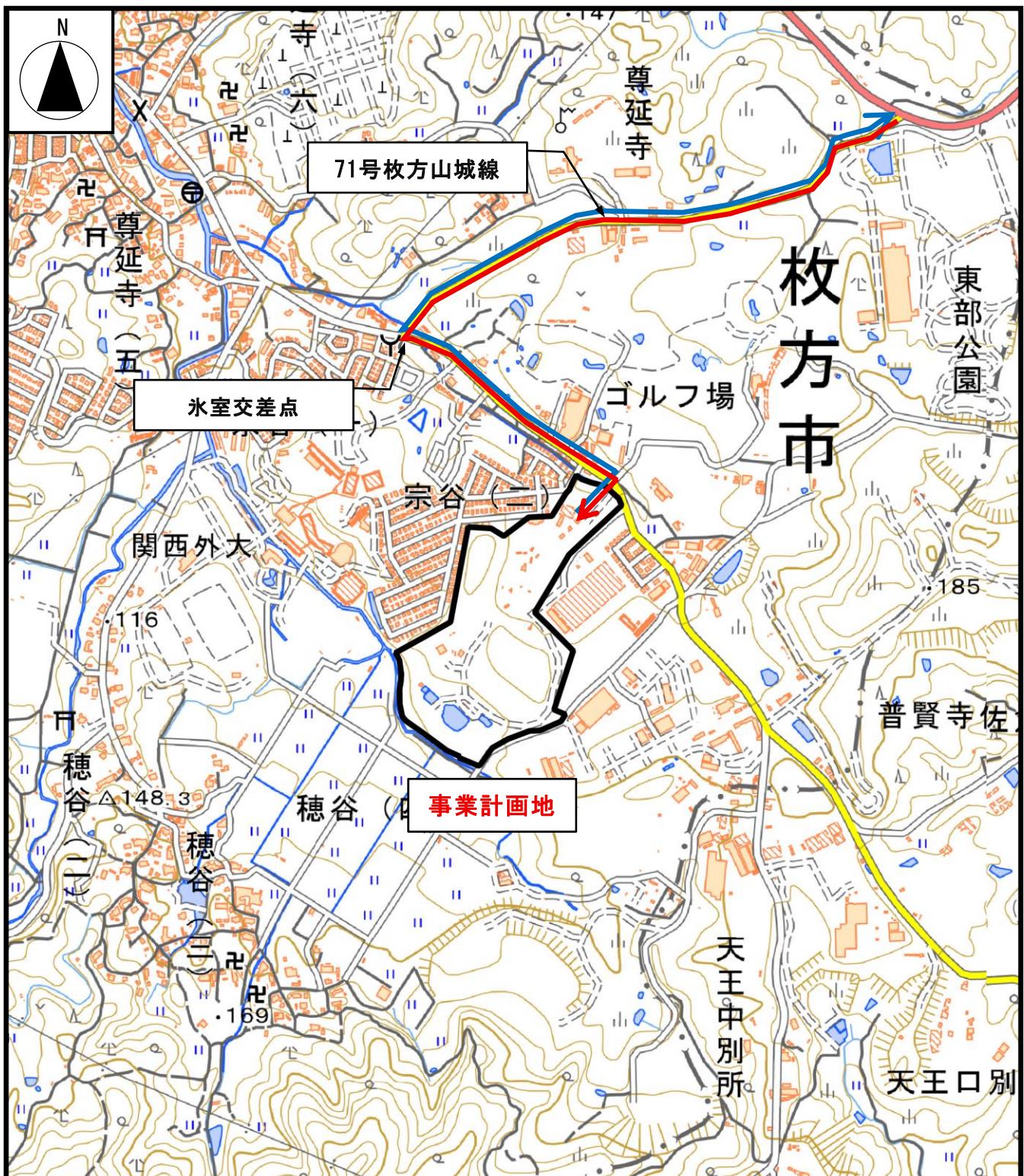
#### 1) 交通計画

事業計画地への出入りは、前面道路の大阪府道71号枚方山城線からで、主に、右折イン左折アウトとする計画である。一般国道1号（第二京阪道路）方面から事業計画地への走行ルートは一般国道307号を経由し、71号交差点を右折し氷室交差点を左折する経路で計画している。方向別には、大半が枚方方面からであり、比率にすると枚方方面からがほぼ100%と想定している。

事業計画地周辺の車両走行ルートは図1-3-10及び図1-3-11に、計画車両台数は表1-3-4に示す。

表 1-3-4 計画車両台数

	普通車				大型車		合計	
	乗用車		5t 未満		5t 以上			
	日台数	ピーク時	日台数	ピーク時	日台数	ピーク時	日台数	ピーク時
	(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)	(台/日)	(台/時)
計画車両台数	570	70	840	100	560	70	1,970	240



凡 例

—	車両走行ルート 入車方向
—	車両走行ルート 入車方向
— · —	市境界

0 200 400m

図1-3-10 車両走行ルート図

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)  
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を加工して作成。



## (5) 工事計画

### 1) 工事概要

本事業では、既存の再生骨材製造・販売に使用されたプラントを撤去し、順次造成工事に着手する。造成工事においては、敷地下流に洪水調整池を設け、外周部に擁壁を設置、土の移動を伴う整地工事を行う。また、雨水排水路、府道（枚方山城線）との交差点等も造成工事において整備する計画である。本事業における工種としては、撤去工事、造成工事（土工事・擁壁工事・排水工事他）、建築工事に区分される。また、工事に際しては、騒音・振動の低減、粉塵の防止、濁水の流出防止など、周辺地域への環境に配慮した施工を行う計画とする。

なお、工事の施工に先立ち、総合仮設計画を作成し周辺住民や通行者等への安全対策を最優先に計画する。

事業計画地の敷地境界には、門扉及び立ち入り防止柵（ネットフェンス）を設置する。出入口にはガードマンを配置し、通行者を優先し車輛を誘導する。

### 2) 工事工程

全体工事工程は、表1-3-5に示すとおりである。

工事の期間は撤去工事を約9か月、造成工事を約12か月、建築工事を約18か月、合わせて約30か月を想定している。

表1-3-5 工事工程

種別	1年目												2年目					
	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月
撤去工事																		
造成工事																		
建築工事																		→

種別	2年目												3年目					
	19か月	20か月	21か月	22か月	23か月	24か月	25か月	26か月	27か月	28か月	29か月	30か月	31か月	32か月	33か月	34か月	35か月	36か月
撤去工事																		
造成工事																		
建築工事																	→	

### 3) 撤去工事

撤去構造物であるプラントや建屋については地面から上の上屋と基礎に区分される。

#### ①上屋構造物

クローラクレーンを用い上部から解体・撤去を行う。撤去された構造物は材料別に区分し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月 法律第137号)に基づき適法に処分する。

#### ②基礎部

上屋構造物を撤去し、地面から下の基礎構造物の撤去を行う。基礎構造物は主にコンクリート構造物で、削岩機等で破碎しながら解体・撤去を行う。撤去されたコンクリート片は廃掃法に基づき適法に処分する。

### 4) 造成工事

工事は施工手順から防災工事(洪水調整池), 土工事, 擁壁工事, 排水工事, に大別される。

#### ①防災工事

敷地下流に、雨水の流出抑制機能と土砂の流出防止を目的に洪水調整池を設置する。

構造的には掘り込み式の調整池を計画しており、完成後はもとより工事期間中の防災施設として、雨水流出抑制と土砂流出防止を行う。

#### ②土工事

計画では、概ね16万m<sup>3</sup>の土砂を切土区域から盛土区域に移動し、建築に必要な平坦地を築造する。バックホウにて地山を掘削し、ブルドーザー並びにダンプトラックにて掘削した土砂を盛土区域に移動し、ブルドーザー並びにマカダムローラー等で敷き均し転圧を行う。外部への土砂の持ち出し又は外部からの持ち込みがないよう努める。

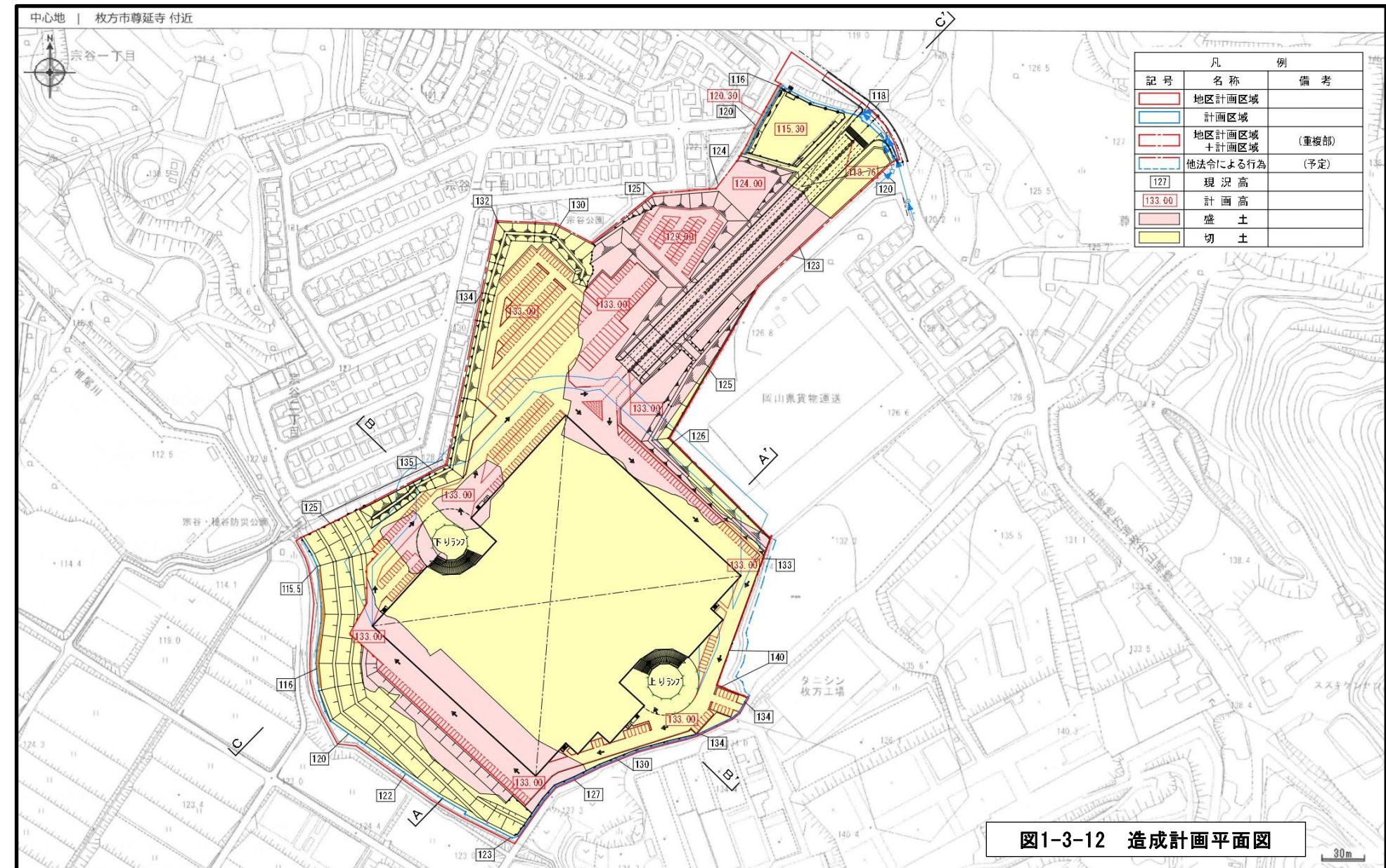
#### ③擁壁工事

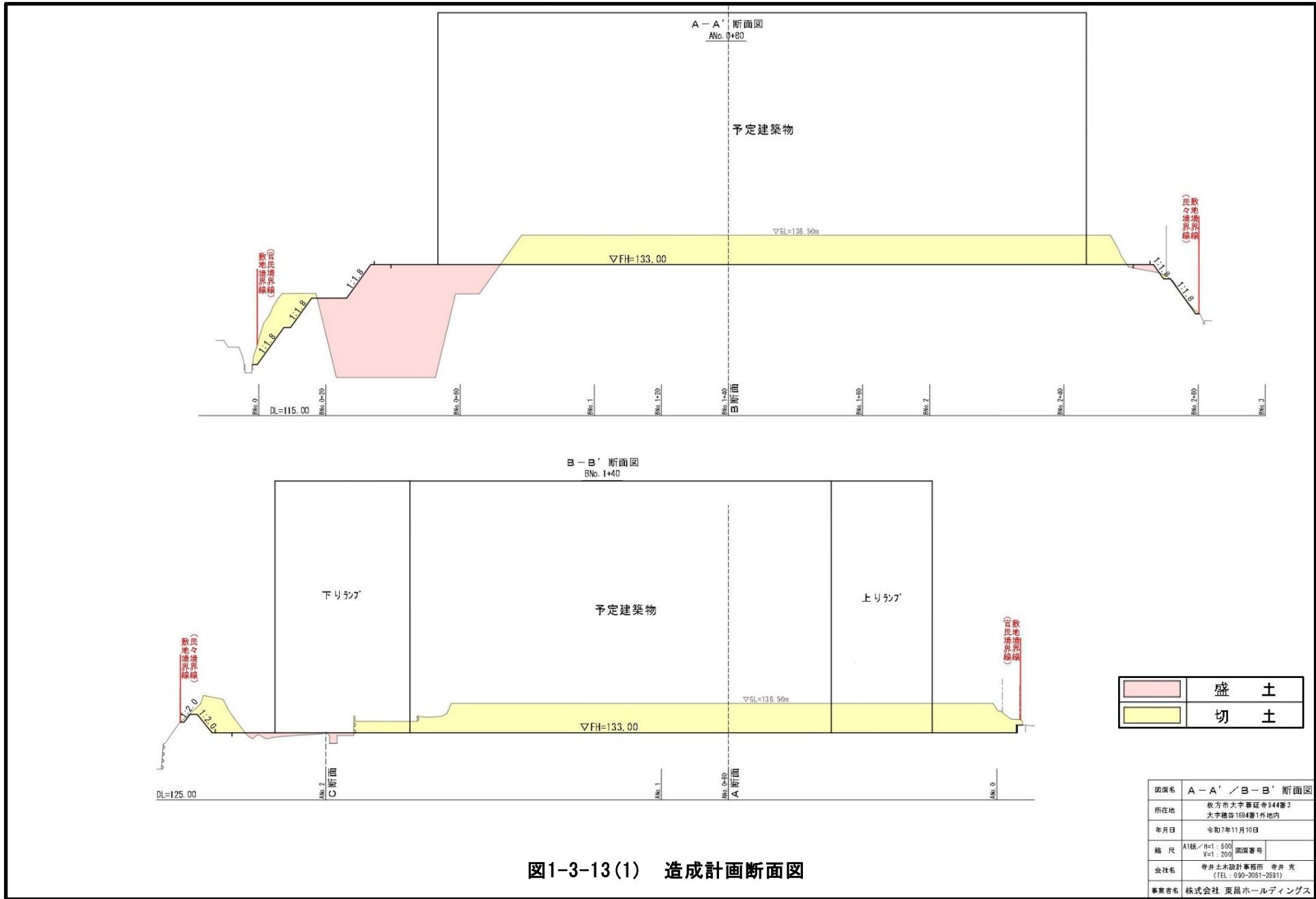
計画では、外周の一部において擁壁を築造する。構造的には鉄筋コンクリート造のL型擁壁を計画しており、ガケの安全対策が主な目的であり境界の明示構造物も兼ねる。

#### ④排水工事

区域内降雨を安全に下流の洪水調整池に誘導するために、排水側溝と暗渠管(埋設排水管)敷設する。排水工事は段階的に施工し、造成工事においては洪水調整池に流入する暗渠管(雨水本管)までを施工し、造成工事完了後、建築工事において建屋からの排水並びに外構排水の側溝を敷設する。

事業計画地の造成計画平面図を図1-3-12、造成計画断面図を図1-3-13に示す。





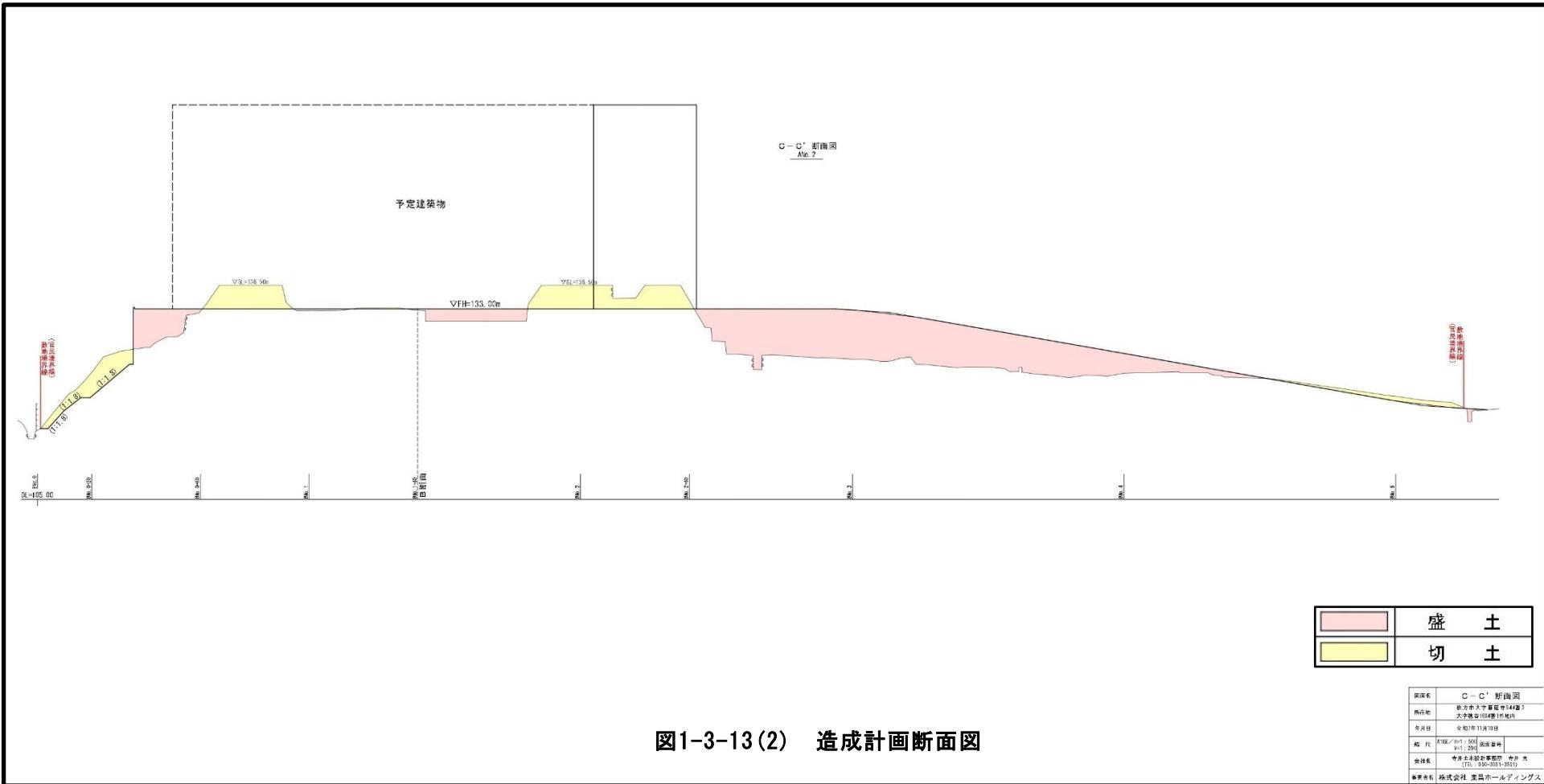


図1-3-13(2) 造成計画断面図

## 5) 工事用車両の想定経路

工事に伴い、資機材（建て方用の重機、プレキャストコンクリート等）の搬入、生コンクリート等の搬入を行う工事用車両の走行ルートは、供用時と同じである（図1-3-10、図1-3-11参照）。

工事車両の走行台数は100台/日程度を予定している。

## 6) 建築工事概要

### ①建築躯体工事

建築工事においては、ボーリング調査により杭の選定を行う。

地中工事完了後、大型重機による柱・梁のプレキャストコンクリートの建て方へ進む。

床版のコンクリート、柱・梁のジョイント部分のコンクリートを打設する。

外壁は、発泡コンクリート及びコンクリート製の大型パネルを取り付ける。

建築躯体工事の施工にあたって使用する主な機械は、杭打機及びクローラクレーン、ラフタークレーン、コンクリートポンプ車等を予定している。

### ②仕上げ工事

内装、電気設備工事、機械設備工事は、建物本体の進捗状況に応じて対応する。

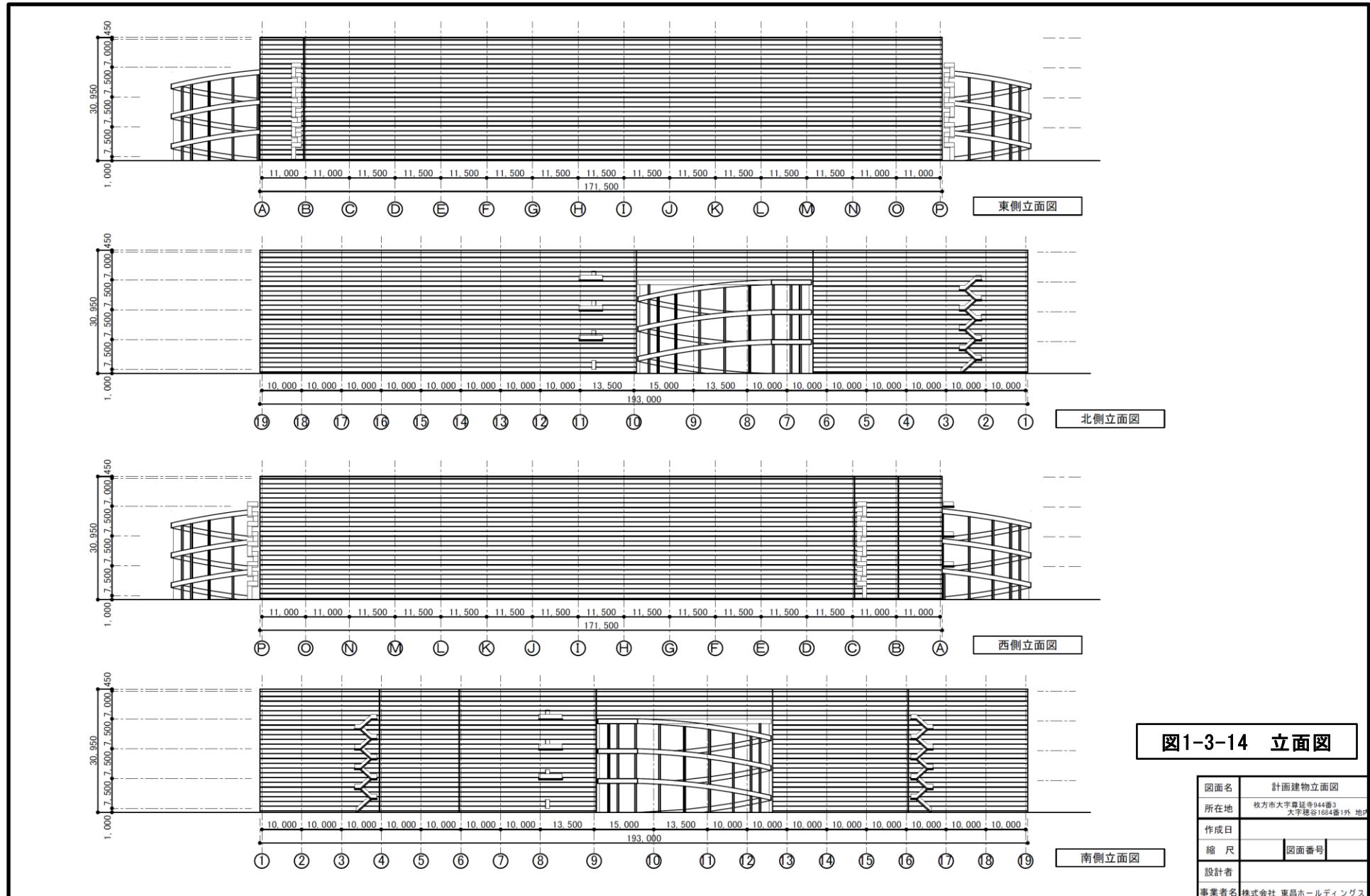
### ③外構工事

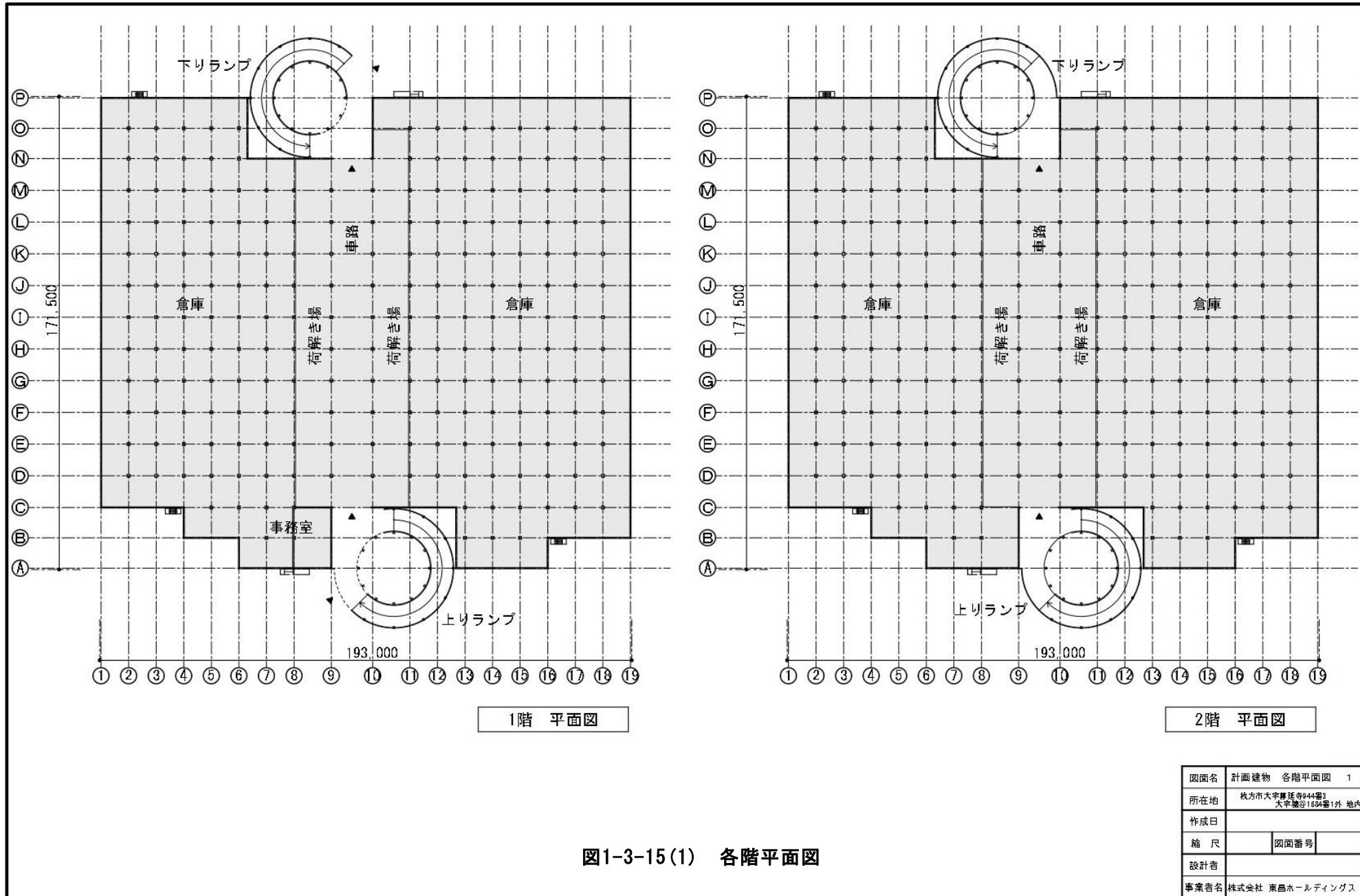
外構工事では、敷地内の車路及び駐車場の舗装・植栽工事など、外構の最終仕上げ工事を実施する。

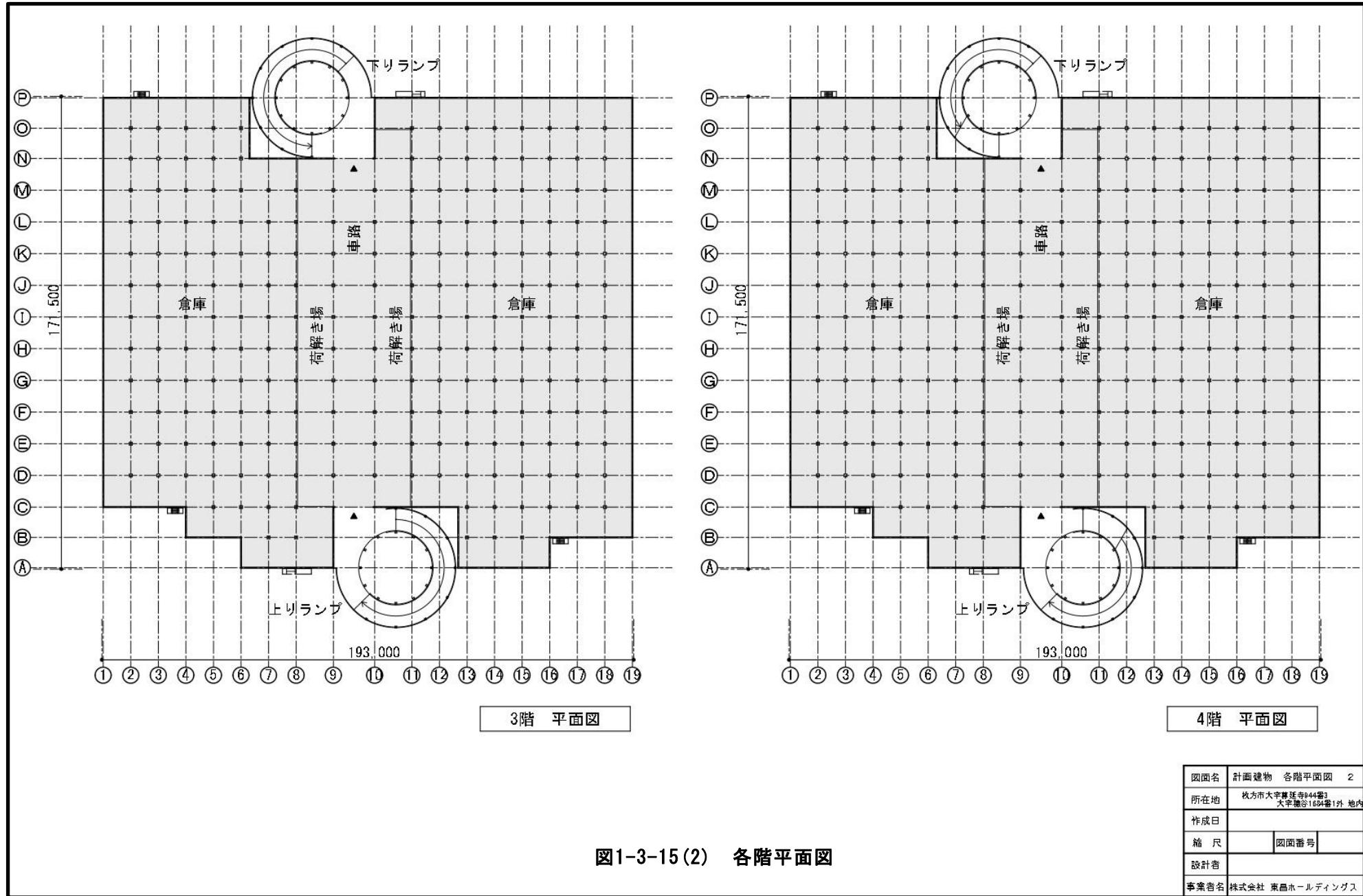
建築仕上げ工事の施工にあたって使用する主な機械は、バックホウ、ブルドーザー、タンデムローラー及びアスファルトフィニッシャー等を予定している。

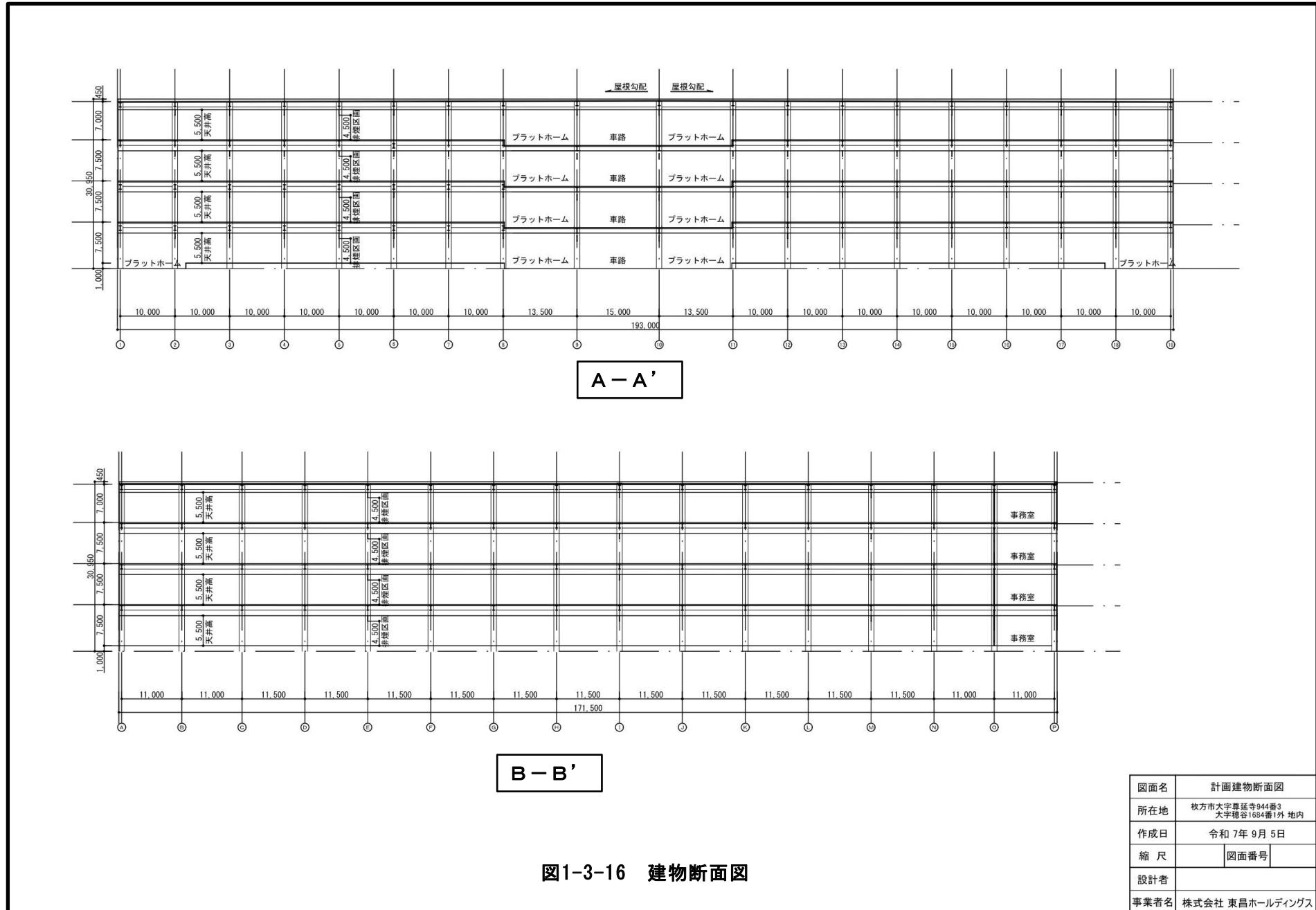
## (6) 建築計画

事業計画建物の立面図を図1-3-14に、計画建物の各階平面図を図1-3-15(1)～(2)に、建物断面図を図1-3-16に示す。









## 1.4 環境保全上の配慮

### (1) 環境保全方針

本事業は、住宅地に配慮し、里山を含め豊かな自然環境との調和を図り、既存の道路交通網を活かした土地利用、省エネルギー、脱炭素社会への取り組みや再生エネルギーの活用を図るとともに、環境基準や規制基準、枚方市の第3次環境基本計画（令和3年3月）、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないことを基本に、以下に示す環境保全対策を実施する。

## (2) 工事中

### 1) 安全監理体制

工事期間中は、工事関係者の指揮命令責任体制を明確にし、外部からの問い合わせ等に對して適切に対応する。

### 2) 工事中の環境保全対策

#### ①大気質に関する保全対策

- ・建設機械及び工事用車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運転の徹底を図る。
- ・排出ガス対策型の建設機械を原則使用する。
- ・気象条件等、必要に応じて土、砂の飛散防止のため散水を行う。また、強風時は作業の中止、中止あるいは重機車両の速度規制を行う。
- ・事業計画地内に計画されている工事用車両の出入口付近には、道路清掃員を配置し、必要に応じて散水を行う。
- ・既存道路を汚し、粉じん飛散の原因とならないよう、工事用車両のタイヤに付着した泥を落としてから場外へ出るためのタイヤ洗浄設備を工事用車両出入口付近に設ける。

#### ②水質に関する保全対策

- ・工事中の濁水については、仮設沈砂池を経て土砂流出防止を図り、既存水路へ放流する。

#### ③騒音・振動に関する保全対策

- ・工事中の騒音・振動については、低騒音・低振動型建設機械を使用し、適切な点検・整備を実施する。
- ・車両走行速度を抑制し、車両の走行音を低減する。
- ・建設機械及び工事用車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運転の徹底を図る。
- ・住宅地に近接する場所での機械移動作業等は低速で行うなど、状況に応じて適切な方法を選択する。

#### ④地盤沈下に関する保全対策

- ・宅地防災マニュアルに基づき設計・施工を行う。

#### ⑤廃棄物及び発生土に関する保全対策

- ・廃棄物発生量の抑制や分別を徹底する。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年5月、法律第104号）に基づき、発生抑制・減量化・再資源化について適正な措置を講じる。
- ・発生土は事業計画地内の盛土や埋戻し土として、原則、場内での再利用を行う。
- ・資材の搬入にあたっては、資材の梱包などを最小限にして廃棄物の減量を行う。
- ・上記の保全対策を実施したうえでやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）を遵守し、産業廃棄物処理業の許可を有する専門業者に委託し、適切に処分する。

#### ⑥交通に関する保全対策

- ・工事に係る車両の安全運転を徹底することにより、歩行者等に対する交通安全を図る。
- ・工事用車両の場内への進入ルートは、図1-3-10及び図1-3-11に示すとおりとし、一般道での待機及び駐車車両が発生しないよう場内に十分な待機場所と駐車スペースを配置する。

- ・学校等保全対象施設周辺の通行では減速を行う等、特に安全運転を徹底することにより、児童や生徒等の通行の安全を図る。
- ・工事用車両出入口付近は通学路になっているため、歩道を確保し、児童や生徒及び歩行者の安全を図る。
- ・工事用車両出入口には交通整理員を配置することにより、歩行者等に対する交通安全を図る。
- ・走行速度を抑制し、積荷散乱の防止措置や道路交差部の一旦停止等の徹底を図る。
- ・工事用車両の運行については、コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。
- ・状況に応じて、歩行者や通過交通が安全に通行できる迂回路の確保や工事用車両出入口付近に交通安全施設等を設置して交通事故の防止に努める。
- ・工事による危険な場所への立入禁止区域や歩行者や通過交通が安全に通行できる迂回路等に関して、地域住民の理解を深めるため、案内看板や標識類の設置を充実させる。

#### ⑦コミュニティに関する保全対策

- ・学校等保全対象施設周辺の通行では減速を行う等、特に安全運転を徹底することにより、児童や生徒等の通行の安全を図る。
- ・走行速度を抑制し、積荷散乱の防止措置や道路交差部の一旦停止等を徹底することにより、歩行者等の通行の安全を図る。
- ・工事用車両出入口には交通整理員を配置することにより、周辺地域の歩行者等の通行の安全を図る。
- ・工事用車両の運行については、コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。
- ・状況に応じて、歩行者や通過交通が安全に通行できる迂回路の確保や工事用車両出入口付近に交通安全施設等を設置して交通事故の防止に努める。

#### ⑧文化財に関する保全対策

- ・枚方市教育委員会と協議を行い、「文化財保護法」（昭和25年5月、法律第214号）に基づき適切に対応する。

#### ⑨水象に関する保全対策

- ・開発区域に接する既存水路については、用水路の機能に影響がないように計画を図る。

#### ⑩生態系に関する保全対策

- ・工事中の濁水については、仮設沈砂池を経て土砂流出防止を図り、動植物の生育・生息に及ぼす影響を可能な限り低減する。
- ・植栽に使用する樹種は、事業計画地周辺の現存種を中心に選定することで地域の生態系に配慮する。
- ・工事中は里山を保全するため、環境負荷をできる限り小さくするよう努める。

#### ⑪人と自然とのふれあい活動の場に関する保全対策

- ・工事に係る車両の安全運転を徹底することにより、周辺地域の人と自然とのふれあい活動の場の利用者の通行の安全を図る。
- ・場内に十分な待機場所と駐車スペースを配置することにより、周辺地域の人と自然とのふれあい活動の場等、事業計画地外での車両待機や滞留を防止する。

## ⑫地球環境に関する保全対策

- ・建設機械及び工事用車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運転の徹底を図る。
- ・温室効果ガス等の排出量を削減するため、省エネルギー型の建設機械等を原則使用する。

## (3) 施設の存在及び供用後

### 1) 施設の存在及び供用後の環境保全対策

#### ①大気質に関する保全対策

- ・施設関連車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運転の徹底を図る。

#### ②騒音・振動に関する保全対策

- ・車両走行速度を抑制し、車両の走行音を低減する。
- ・クラクションの使用は必要最小限とするよう徹底するとともに、アイドリングストップを実施する。
- ・外壁には遮音性の高い素材を採用し、施設内の作業音による敷地外への影響を低減する。
- ・空調設備等について、低騒音・低振動型の設備の採用に努め、配置にも配慮することにより、低周波音の影響の低減に努める。

#### ③廃棄物に関する保全対策

- ・廃棄物発生量の抑制や分別を徹底する。
- ・事務所、休憩室でのごみを分別回収し、再資源化をテナントに周知する。
- ・資源循環、再資源化の各法令に基づき資源循環に努め、廃棄物の発生を抑制する。
- ・上記の保全対策を実施するとともに、施設内には長期間保管しないよう、また、不良在庫等がないよう努めるとともに、可能な限り再利用に努める。やむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）を遵守し、廃棄物処理業の許可を有する専門業者に委託し、適切に処分する。

#### ④交通に関する保全対策

- ・施設関連車両の安全運転を徹底することにより、歩行者等に対する交通安全を図る。
- ・走行速度を抑制し、積荷散乱の防止措置や道路交差部の一旦停止等の徹底し、歩行者等に対する安全運転を図る。
- ・出入り口付近は通学路になっているため、歩道を確保し、児童や生徒及び歩行者の安全を図る。
- ・事業計画地内に十分な車両待機場、駐車場、滞留長を設けることにより、事業計画地外での車両待機や滞留を防止する。
- ・学校等保全対象施設周辺の通行では減速を行う等、特に安全運転を徹底する。
- ・出入口付近には車両管制設備（パトライトや音声警告）等を設けるとともに、交通整備員を配置することにより、歩行者等に対する交通安全を図る。
- ・見通しのよい出入口とし、歩行者の安全対策を実施する。

#### ⑤日照阻害に関する保全対策

- ・日影図により事業計画地周辺への影響を把握し、必要に応じて対策を検討する。

#### ⑥電波障害に関する保全対策

- ・「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づき、障害がある場合には、必要な改善策を講じる計画とする。

## ⑦コミュニティに関する保全対策

- ・施設関連車両の安全運転を徹底することにより、歩行者等の通行の安全を図る。
- ・学校等保全対象施設周辺の通行では減速を行う等、特に安全運転を徹底することにより、児童や生徒等の通行の安全を図る。
- ・走行速度を抑制し、積荷散乱の防止措置や道路交差部の一旦停止等を徹底することにより、周辺地域の歩行者等の通行の安全を図る。
- ・出入口付近には車両管制設備（パトライトや音声警告）等を設けるとともに、交通整備員を配置することにより、歩行者等に対する交通安全を図る。
- ・見通しのよい出入口とし、歩行者の安全対策を実施する。

## ⑧景観に関する保全対策

- ・低・中木を中心とした立体的な緑地を形成し、緑豊かな施設とする。
- ・可能な限り周囲からの景観に配慮し、計画地外周にできる限り緑地帯を設ける。
- ・建物からの反射光を防ぐため、極力窓のない構造とともに、壁面には光の反射を抑える機能を持つ素材を使用する。
- ・「枚方市景観条例」（平成26年3月、条例第19号）を遵守し、「枚方市景観計画」（平成26年4月）に基づいた景観形成に努める。

## ⑨水象に関する保全対策

- ・雨水排水は、計画地内に大阪府調整池基準に準じた洪水調節規模の雨水流出抑制施設を配置し洪水対策を図ったうえで、既存水路へ放流する。

## ⑩生態系に関する保全対策

- ・植栽に使用する樹種は、事業計画地周辺の現存種を中心に選定することで地域の生態系に配慮する。
- ・低・中木を中心とした立体的な緑地を形成し、緑豊かな施設とするで、周辺の農地や道路沿道の緑地等とのみどりのネットワークの形成を図り、生物の生息環境に広がりを持たせるよう努める。
- ・里山を保全するため、周辺と調和した利用を図るよう努める。

## ⑪人と自然とのふれあい活動の場に関する保全対策

- ・施設関連車両の安全運転を徹底することにより、周辺地域の人と自然とのふれあい活動の場の利用者の通行の安全を図る。
- ・事業計画地内に十分な車両待機場、駐車場、滞留長を設けることにより、周辺地域の人と自然とのふれあい活動の場等、事業計画地外での車両待機や滞留を防止する。

## ⑫地球環境に関する保全対策

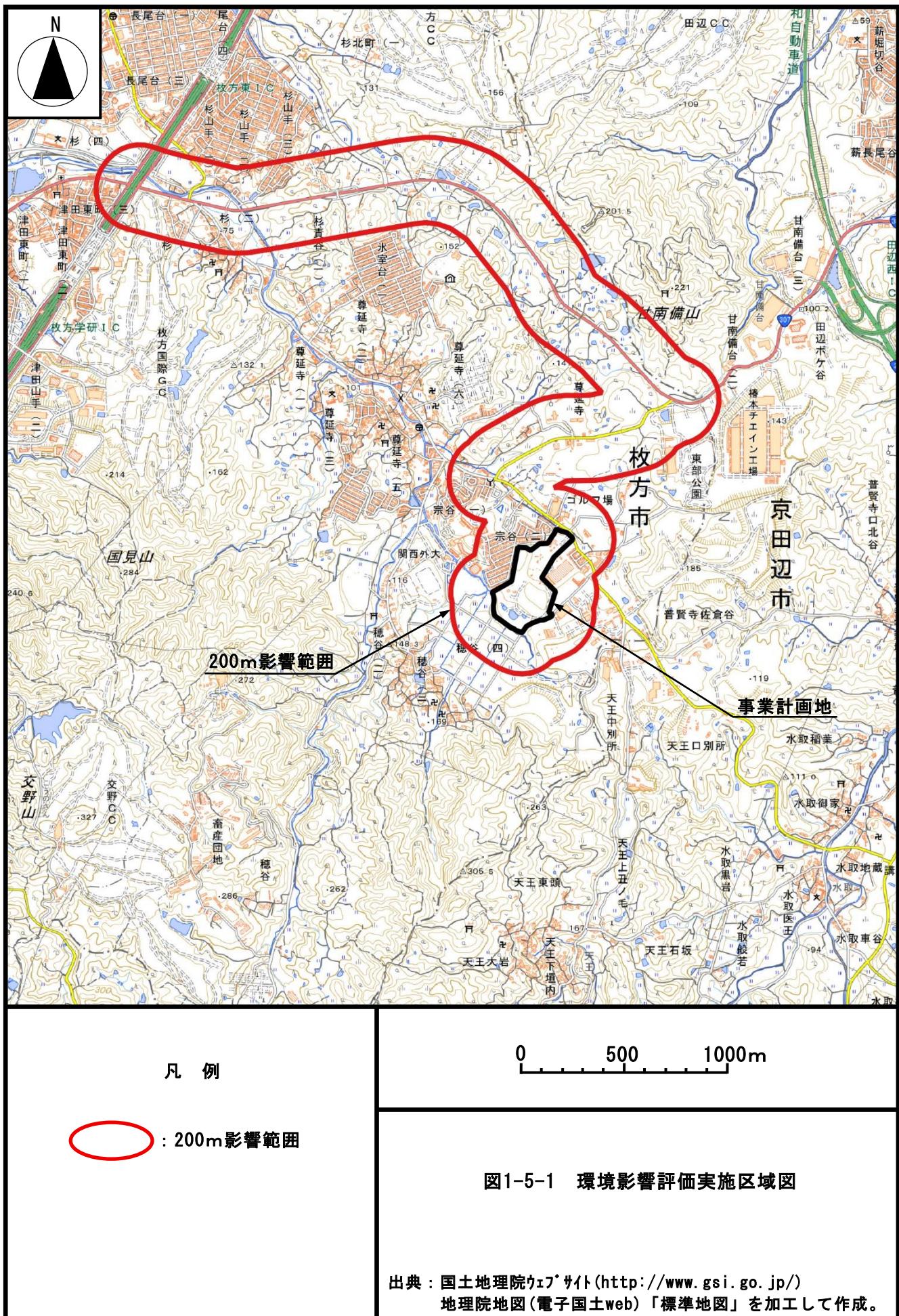
- ・施設関連車両の空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運転の徹底を図る。
- ・施設関連車両については、高い環境性能を備え、地球温暖化に配慮した車両を使用するよう努める。
- ・屋根部分に太陽光発電設備を設置し、温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ・断熱性の高い製品を採用することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調負荷を削減する。
- ・高効率の空調機器やLED照明の採用に努め、省エネルギー化に取り組む。

## ⑬その他

- ・建物内のヒト、モノの安全性を考慮し、免震構造等の採用を検討する。

## 1.5 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業規模、内容等を勘案し、環境に影響が及ぶと想定される、事業計画地及び工事車両、施設関連車両の主な走行ルートである主要地方道枚方山城線及び国道307号沿いから概ね200mの範囲の地域（枚方市大字尊延寺、大字穂谷、穂谷一丁目、穂谷四丁目、宗谷一丁目、宗谷二丁目、杉北町一丁目、杉貴谷一丁目、杉山手一丁目、杉山手二丁目、杉山手三丁目、杉一丁目、杉二丁目、杉三丁目、杉四丁目、大字杉、大字津田、津田北町三丁目、津田東町三丁目、京田辺市薪甘南備山、甘南備台一丁目、甘南備台二丁目）を考慮し、図1-5-1に示す範囲とする。



## 2. 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

事業計画地のある枚方市は、大阪府の北東部に位置し、京都府及び奈良県に接しており、地形的には、東側の生駒山地から北に延びる八幡丘陵、市域中央部を占める高野台地、西側の淀川沿いの沖積低地という、東高西低の地勢を示している。

事業計画地は枚方市の東部、京都府との府境近くに位置し、地域特性を把握する範囲は、事業計画地周辺、枚方市及び京田辺市とした。

また、環境影響評価を実施しようとする地域は、事業計画地から概ね200m範囲及び関連車両の走行ルートのうち、一般国道307号までの沿道沿いとした。

表2-1(1) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
社会的状況	人口の状況 枚方市及び京田辺市の令和6年の人口・世帯数は、枚方市で394,221人、185,778世帯、京田辺市で71,667人、31,655世帯となっている。また、人口密度は枚方市で6,054人/km <sup>2</sup> 、京田辺市で1,670人/km <sup>2</sup> となっている。人口の推移は、枚方市では令和2年以降減少傾向となっているが、京田辺市では年々増加傾向にある。また、人口動態は令和元年以降、両市ともに自然動態は継続して減少を示している。社会動態は枚方市で令和3年までは減少していたものの、令和4年には増加に転じており、京田辺市で令和元年以降、継続して増加を示している。
	産業の状況 令和3年の産業分類別事業所数及び従業員数の総数は、枚方市で10,074ヶ所及び129,464人、京田辺市で2,007ヶ所及び26,795人であり、産業分類別の就業者数では両市ともに第三次産業の割合が最も多い。各産業別（3部門）についてみると、事業所数においては第一次産業では両市ともに農業、林業、第二次産業では枚方市で建設業、京田辺市で製造業、第三次産業では両市ともに卸売業、小売業が多く、従業者数においては両市ともに第一次産業では農業、林業、第二次産業では製造業、第三次産業では医療、福祉が多くなっている。
	交通の状況 【道路】 事業計画地周辺における主要幹線道路として国道307号及び主要地方道枚方山城線があり、主要地方道枚方山城線は事業計画地に隣接している。 【鉄道】 枚方市の主な公共交通網は京阪本線、京阪交野線、JR学研都市線（片町線）の3路線、京田辺市の主な公共交通網はJR学研都市線（片町線）及び近鉄京都線の2路線があり、事業計画地周辺を通過する鉄道はJR学研都市線（片町線）及び近鉄京都線であり、鉄道駅は枚方市内にJR学研都市線（片町線）の長尾駅、藤阪駅、津田駅、京田辺市内にJR学研都市線（片町線）の松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、JR三山木駅、近鉄京都線の新田辺駅、興戸駅がある。
	土地利用の状況 【地目別土地面積】 枚方市の地目別土地面積は宅地（25,221千m <sup>2</sup> ）の占める割合が多く、次いで田（4,561千m <sup>2</sup> ）、雑種地（3,454千m <sup>2</sup> ）の順となっている。京田辺市の地目別土地面積は山林（8,317千m <sup>2</sup> ）の占める割合が多く、次いで田（7,119千m <sup>2</sup> ）、宅地（7,056千m <sup>2</sup> ）の順となっている。 【用途地域の指定状況】 枚方市は都市計画区域6,512ha（市街化区域：4,192ha、市街化調整区域：2,320ha）を指定しており、そのうち事業計画地は全域が市街化調整区域に指定されている。京田辺市は都市計画区域4,292ha（市街化区域：1,099ha、市街化調整区域：3,193ha）を指定している。

表2-1(2) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
公共施設の状況	<p><b>【教育施設】</b> 枚方市には幼稚園が19園、認定こども園が12園、小学校が45校、中学校が21校、高等学校が9校、大学・大学院が3校あり、事業計画地周辺には幼稚園1園、小学校2校、中学校1校がある。京田辺市には幼稚園が9園、認定こども園が4園、小学校が9校、中学校が4校、高等学校が2校、大学・大学院が2校ある。</p> <p><b>【公園・緑地等】</b> 開設された都市計画公園及び緑地開設公園等は、令和5年度時点では、枚方市には88ヶ所、令和6年4月1日時点で京田辺市には167ヶ所あり、そのうち事業計画地周辺には公園・緑地等は25ヶ所ある。</p>
環境衛生の状況	<p><b>【下水道】</b> 令和6年3月31日時点の公共下水道の普及率は、枚方市で97.8%、京田辺市で98.7%となっている。</p> <p><b>【廃棄物】</b> 令和5年度ごみ総排出量は枚方市で106,835t、京田辺市で18,073tであり、両市ともに令和4年度と比べ減少している。令和5年度の資源化量は枚方市で19,421t、京田辺市で3,060t、リサイクル率は枚方市で18.18%、京田辺市で19.22%である。</p>
社会的状況	<p><b>水域とその利用状況</b></p> <p>枚方市は淀川の南東側、生駒山地の北西側に位置しており、市内を流れる主要な河川は淀川に流入している。また、枚方市に隣接する京田辺市内を流れる主要河川の木津川は淀川水系の支流であり、流域面積1,596km<sup>2</sup>、幹線流路延長99kmの一級河川である。その他、京田辺市における事業計画地周辺には防賀川、馬坂川、虚空蔵谷川、天津神川、手原川、普賢寺川、鬼灯川等が流れている。事業計画地は淀川水系穂谷川の上流部に位置し、穂谷川は流域面積14.4km<sup>2</sup>、流路延長約10kmの淀川の一次支流であり、流路延長中、新上渡場橋より下流7,771mが一級河川に指定されており、それより上流部については枚方市によって準用河川に指定されている区間が存在する。</p>
関係法律・条例による指定・規制等の状況	<p><b>【関係法令による指定状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>自然公園法</b> 事業計画地は、国定公園及び府立公園に指定されていない。</li> <li>◆<b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</b> 事業計画地は「枚方鳥獣保護区」に指定されている。</li> <li>◆<b>自然環境保全法</b> 事業計画地は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、府自然環境保全地域及び府緑地環境保全地域に指定されていない。</li> <li>◆<b>文化財保護法</b> 事業計画地は、史跡・名勝・天然記念物、文化財指定物、埋蔵文化財包蔵地に指定されていないが、事業計画地南側には埋蔵文化財包蔵地「穂谷遺跡」が隣接している。</li> <li>◆<b>河川法</b> 事業計画地は、河川区域及び河川保全区域に指定されていない。</li> <li>◆<b>砂防法</b> 事業計画地は、砂防指定地に指定されている。</li> <li>◆<b>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</b> 事業計画地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。</li> <li>◆<b>地すべり等防止法</b> 事業計画地は、地すべり防止区域に指定されていない。</li> <li>◆<b>土砂災害防止法</b> 事業計画地は、土砂災害（特別）警戒区域に指定されていない。</li> </ul>

表2-1(3) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
社会的状況	<p>◆宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法） 事業計画地は、宅地造成工事等規制区域に指定されている。</p> <p>◆都市計画法 事業計画地は、都市計画区域及び市街化調整区域に指定されている。</p> <p>◆農業振興地域の整備に関する法律 事業計画地は、農業振興地域及び農用地区域に指定されていないが、事業計画地南側には農業振興地域及び農用地区域が隣接している。</p> <p>◆森林法 事業計画地は、保安林、国有林、地域森林計画対象民有林に指定されていない。</p> <p>【「環境基本法」に基づく環境基準】</p> <p>◆大気汚染 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの10物質について、全国一律に環境基準が定められている。</p> <p>◆水質 公共用水域及び地下水を対象として環境基準が定められている。 ・人の健康の保護に関する環境基準 ・生活環境の保全に関する環境基準 ・地下水の水質汚濁に関する環境基準 事業計画地周辺を流れる穂谷川は、河川B類型及び生物B類型に指定されている。</p> <p>◆騒音 騒音に係る環境基準が定められている。 事業計画地は市街化調整区域であり、用途地域の定めのない地域であることからB類型に指定されている。</p> <p>◆土壤汚染 カドミウム、全シアン、有機燐、鉛等、29物質について環境基準が定められている。</p> <p>◆ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法」により、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められている。</p> <p>【規制基準等】</p> <p>◆大気汚染に係る規制</p> <p>○工場等に係る規制 「大気汚染防止法」により工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出を規制している。また、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。大阪府では同法に基づき、硫黄酸化物について総量規制基準及び燃料使用基準を定めるとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、粉じん及びばいじんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けている。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」において、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大し規制の強化が図られているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。</p>

表2-1(4) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
社会的状況	<p>○自動車排出ガスに係る規制  「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車の使用を義務づける車種規制が実施されている。大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において自動車駐車時における原動機の停止等の自動車排出ガス対策を推進している。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」において、大阪府と同様に自動車排出ガス対策を推進しているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。</p> <p>○アスベストに係る規制  「大気汚染防止法」では石綿（アスベスト）を特定粉じんとして定め規制しており、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場からの特定粉じんについて、敷地境界線における大気中の濃度を許容限度として規制基準（大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本）を定めている。大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、石綿が使用されている建築物等の解体等工事に対する事前届出、作業基準等が定められている。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」において規制基準が定められているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。</p> <p>◆水質汚濁に係る規制  工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、大阪府においては「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、京都府においては「京都府環境を守り育てる条例」がある。なお、事業計画地は京都府域ではないため、「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。</p> <p>○水質汚濁防止法  工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るもので、排水規制等が設定されている。排水規制には、濃度規制（排水基準）と総量規制があり、排水基準には全国一律の排水基準と大阪府による上乗せ基準が定められている。上乗せ排水基準は、上水道水源地域や海域に設定され、事業計画地周辺は上水道水源地域のB地域に該当する。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法  瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関する措置等により、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としたもので、特定施設を設置し、日最大排水量が合計50m<sup>3</sup>以上である事業場は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の手続きが必要となる。</p> <p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例  「水質汚濁防止法」の特定施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、届出義務等を定めている。</p> <p>○枚方市公害防止条例  事業活動を行う工場・事業場すべてについて排水基準が適用される。なお、平成26年4月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により、生活環境項目に係る枚方市独自の排水基準は廃止されている。</p>

表2-1(5) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
社会的状況	<p>◆騒音</p> <p>○工場・事業場に係る騒音規制</p> <p>工場・事業場に対しては「騒音規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、その敷地境界線上における規制基準が定められており、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、第2種区域に区分される。なお、事業計画地は京都府域ではないため、「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。</p> <p>○特定建設作業に係る騒音規制</p> <p>大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに「騒音規制法」、または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。また、京都府内においても同様に「騒音規制法」に基づく届出が必要である。事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、1号区域に区分される。</p> <p>○自動車騒音に係る騒音規制</p> <p>自動車騒音に係る要請限度は「騒音規制法」に基づき設定されており、自動車騒音が要請限度を超えると認める時は、市町村長は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしており、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、b区域に区分される。</p> <p>◆振動</p> <p>○工場・事業場に係る振動規制</p> <p>工場・事業場に対しては「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、その敷地境界線上における規制基準が定められており、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、第1種区域に区分される。なお、事業計画地は京都府域ではないため、「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。</p> <p>○特定建設作業に係る振動規制</p> <p>大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに「振動規制法」または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。また、京都府内においても同様に「振動規制法」に基づく届出が必要である。事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、1号区域に区分される。</p> <p>○道路交通に係る振動規制</p> <p>道路交通振動に係る要請限度は「振動規制法」に基づき設定されており、道路交通振動が要請限度を超えると認めるときは、市町村長は道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしており、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、第1種区域に区分される。</p>

表2-1(6) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
社会的状況	<p>◆悪臭  「悪臭防止法」は工場または事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護を目的として制定されている。枚方市では市域の全域を規制区域とし、京田辺市ではA地域及びB地域の2区域で規制しており、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン等22物質）について、敷地境界線、排出口及び排出水での規制基準の遵守が義務づけられている。</p> <p>◆地盤沈下に関する規制  大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪府全域を対象に、一定規模以上の井戸を所有する事業者等に対して、地下水の採取量報告を義務付けている。また、枚方市では「枚方市公害防止条例」の全面改正により、これまで全面的に禁止していた地下水採取の規制を見直し、基本的に地下水を採取することができるようになった。ただし、動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は、事前に届出が必要であり、設置しようとする揚水施設は、揚水施設に係る構造上の基準を遵守することとされている。また、隣接する京田辺市では「京田辺市地下水保全要綱」を制定し、地下水の取水規制を行い、設置及び取水量報告を義務付けている。</p> <p>◆土壤汚染に対する規制  「土壤汚染対策法」では、土壤汚染の可能性の高い土地について、土地所有者等に土壤汚染状況調査を義務付け、土壤汚染が判明した区域は指定され、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壤汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加し、土地の所有者等の責務についても規定している。京都府及び京田辺市においては法の規制を基本に、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」によって、土壤汚染調査の実施及び報告を義務付けているが、事業計画地は大阪府域に位置するためこれらの条例は適用されない。</p> <p>◆日照阻害に対する規制  大阪府では、「大阪府建築基準法施工条例」及び「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域において日影時間を規制している。事業計画地には高度地区に指定されている区域は存在しない。  また、京都府では「京都府建築基準法施行条例」及び「京田辺市開発行為等の手続き等に関する条例」に基づき、日影規制・高度地区制限が定められているが、事業計画地は大阪府域に位置するため、京都府内における条例は適用されない。</p>

表2-1(7) 事業計画地及びその地域の概況

項 目		地 域 特 性
社会的状況	関係法律・条例による指定・規制等の状況	<p>◆景観に関する規制</p> <p>枚方市では、平成17年の「景観法」の施行、大阪府の景観計画策定を受け「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定めることで、法的実効性をもたせ、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしており、事業計画地周辺は景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域である「東部景観形成区域」に指定されている。また、京田辺市では「景観法」に基づく景観条例を定めていないが、同志社大学及びその周辺において、京都府が定める景観計画（関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画）の区域に指定されている。</p>
生 活 環 境	大気環境	事業計画地周辺では一般環境大気測定局の王仁公園局、枚方市役所局及び田辺局で測定が行われている。王仁公園局及び田辺局の測定結果によれば、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していない。また、王仁公園局及び田辺局で測定されていない二酸化硫黄、ダイオキシン類及びアスベストを測定している枚方市役所局の測定結果によれば、二酸化硫黄、ダイオキシン類については環境基準を達成しており、アスベストについては世界保健機関の環境保健クライテリアと比べ低い濃度を示している。
	騒音	事業計画地周辺では、一般環境騒音2地点（枚方市のみ）、道路交通騒音6地点（枚方市3地点・京田辺市3地点）で測定が行われており、一般環境騒音についてはすべての地点で昼間夜間ともに環境基準を満足しているが、道路交通騒音については枚方市の1地点で昼間夜間ともに環境基準を満足していない。なお、京田辺市では一般環境騒音調査の測定は行われていない。
	振動	事業計画地周辺では、道路交通振動6地点（枚方市3地点・京田辺市3地点）で測定が行われており、すべての地点で要請基準を大きく下回っている。
	低周波音	事業計画地周辺では、低周波音に係る測定は行われていない。
	水質	<p>◆公共用水域</p> <p>事業計画地周辺の穂谷川（枚方市）及び手原川（京田辺市）では、穂谷川においては環境基準点である淀川合流直前及び独自測定地点である穂谷川新橋の2地点、手原川では枚方市境界付近の1地点で水質調査が行われている。</p> <p>生活環境項目について、穂谷川では淀川合流直前で溶存酸素量が河川B類型の環境基準を満足しており、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物B類型の環境基準を満足しているが、その他の項目については一部環境基準を満足していない。穂谷川新橋では溶存酸素量及び大腸菌数が河川B類型の環境基準を満足しているが、その他の項目については環境基準を満足していない。</p> <p>健康項目について、穂谷川では淀川合流直前のみで測定が行われ、すべての項目で環境基準を満足している。手原川1では測定項目すべてにおいて環境基準を満足している。</p>

表2-1(8) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
生活環境	<p>◆地下水</p> <p>令和6年度の枚方市における地下水調査の実施状況は、概況調査3地点、継続監視調査15地点であり、調査結果については、概況調査の3地点ともにすべての項目で環境基準値を下回っていたが、継続監視調査の中宮山戸町地区でテトラクロロエチレンが、尊延寺馬廻地区で砒素が環境基準値を超過していた。なお、京田辺市では令和3年度以降、地下水調査は行われていない。</p> <p>◆河川水質及び河川底質のダイオキシン類の状況</p> <p>令和6年度は公共用水域3地点について河川水質及び河川底質中のダイオキシン類の調査が実施されており、枚方市における調査では、すべての地点において、水質中及び底質中ともに環境基準を達成している。なお、京田辺市では調査は実施されていない。</p>
	<p>◆土壤汚染の状況</p> <p>事業計画地周辺における「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域は4件(枚方市3件・京田辺市1件)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域は1件である。</p>
	<p>◆地盤沈下の発生状況</p> <p>事業計画地周辺の水準点は枚方市に3箇所あり、調査の結果、前回(令和3年度)の測定値と比べて、事業計画地周辺におけるすべての水準点で大きな変動は確認されていない。京田辺市では市域の地盤沈下の測定点はないが、京都盆地における地盤沈下の傾向は鈍化している。</p>
	<p>◆地下水採取を規制する地域の指定状況</p> <p>枚方市においては、平成26年の枚方市公害防止条例の改定により、地下水採取については届出制となり、採取量の測定等の規定を設けている。京田辺市においては「京田辺市地下水保全要綱」を制定し、地下水等の採取規制を行い設置及び取水量の報告を義務付けている。</p>
日照の状況	事業計画地は標高136m前後の地山の上に位置し、北側は主要地方道枚方山城線が走行し、東側は物流倉庫及び工場が、南側は田畠が、西側は住宅地が立地しているが、高層建築物はない。
電波の状況	事業計画地周辺は大阪局及び京都局、周辺の中継局によりテレビ電波が広範囲に送信されている。
自然環境	<p>事業計画地周辺に位置する枚方地域気象観測所及び京田辺地域気象観測所における過去3年間の平均値は、年平均気温は17.2°C(枚方)、16.4°C(京田辺)、年降水量は1352.3mm(枚方)、1411.3mm(京田辺)、最多風向は西南西(枚方)、東南東・北北西(京田辺)、年間平均風速は2.1m/S～2.2m/S(枚方)、1.9m/S(京田辺)である。事業計画地に最も近い王仁公園一般環境大気測定局における過去3年間の風向は東南東、北東、西南西の風が卓越しており、年間平均風速は1.5m/S～1.8m/Sである。</p>
	<p>枚方市の地形は、標高100m以上を有し急斜面の多い東部の生駒山地延長部(地形区分I)、それに連なる標高50m以上100m未満の山麓部(地形区分II)、標高20m以上50m未満の市域中央の沖積層丘陵(地形区分III)、さらに標高20m未満の淀川低地の沖積平野(地形区分IV)の4つに区分でき、事業計画地は、標高100m以上の生駒山地延長部(地形区分I)に位置する。また、事業計画地周辺の表層地質は、そのほとんどが未固結堆積物(砂、礫、砂礫および泥、礫がち堆積物、砂泥瓦層)及び深成岩(花崗岩質岩石)で形成されている。</p>

表2-1(9) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
自然環境	<p>事業計画地は淀川水系穂谷川の上流部に位置している。</p> <p>穂谷川は淀川の一次支流であり、枚方市東南部生駒山地北端部の交野山東麓を水源に北流し、穂谷北部にて支流及び準用河川である宗谷川と合流し、枚方市中央部を貫流し淀川左岸に合流する、流域面積14.4km<sup>2</sup>、流路延長約10kmの河川である。流路延長中、新上渡場橋より下流7,771mが一級河川に指定されており、それより上流部については枚方市によって準用河川に指定されている区間が存在する。また、事業計画地周辺には、大壺池、惣喜池、井手口池等のため池が存在する。</p>
	<p>枚方市では、昭和63年度に第1回自然環境調査を実施し、以降、概ね5年ごとに自然環境調査を実施している。令和4年度・令和5年度に実施した「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（令和6年3月、枚方市）（以下、「第7回調査」と記す。）では、枚方市内全域を調査地域とし、過去5回にわたって実施してきた調査を踏まえ、これまでと今回の調査結果の比較、分析をするとともに、航空写真や現地調査による現存相観植生図の作成等を実施している。また、事業計画地南側に広がる棚田、ため池、二次林・竹林等の環境は、環境省が「次世代に残していくべき自然環境の一つである」と位置づけた「生物多様性保全上重要な里地里山（略称：重要里地里山）」500ヶ所の内の一つ「穂谷の里山」として選定されている。</p>
	<p>事業計画地周辺で確認されている動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>◆哺乳類（第7回調査：穂谷、尊延寺）</p> <p>「穂谷」では12種、「尊延寺」では9種確認されている。重要種として「穂谷」で3種、「尊延寺」で1種確認されており、カヤネズミ、ヒミズ、ホンドキツネ、アナグマの計4種が確認されている。また、外来種として「穂谷」及び「尊延寺」で特定外来種であるアライグマ、外来種であるハクビシンの計2種が確認されている。</p> <p>◆鳥類（第7回調査：穂谷・国見山、尊延寺・氷室台、穂谷川・山田池公園）</p> <p>「穂谷・国見山」では39種、「尊延寺・氷室台」では40種、「穂谷川・山田池公園」では53種確認されている。重要種として「穂谷・国見山」で10種、「尊延寺・氷室台」で5種、「穂谷川・山田池公園」で10種確認されており、オシドリ、ミコアイサ、ヒクイナ等計21種が確認されている。また、外来種として「穂谷・国見山」で3種、「尊延寺・氷室台」で2種、「穂谷川・山田池公園」で1種が確認されており、外来種であるコジュケイ、逸出種であるドバト、特定外来種であるソウシチョウの計3種が確認されている。</p> <p>◆両生類・爬虫類（第7回調査：穂谷、尊延寺）</p> <p>「穂谷」では両生類6種、爬虫類8種、「尊延寺」では両生類4種、爬虫類3種が確認されている。重要種として「穂谷」で5種、「尊延寺」で2種確認されており、両生類がニホンアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルの計3種、爬虫類がヒバカリ、ニホンマムシの計2種が確認されている。また、外来種として「穂谷」で2種、「尊延寺」で1種確認されており、両生類では特定外来種であるウシガエル、爬虫類では特定外来種であるミシシッピアカミミガメが確認されている。</p>

表2-1(10) 事業計画地及びその地域の概況

項目	地域特性
自然環境	<p>◆昆虫類（第7回調査：穂谷，尊延寺，穂谷川，尊延寺水路溜池群）  「穂谷」では352種，「尊延寺」では288種が確認されている。重要種として「穂谷」で6種，「尊延寺」で9種，「穂谷川」で4種，「尊延寺水路溜池群」で3種確認されており，ホソミオツネントンボ，コオイムシ，オオムラサキ，ヘイケボタル等計18種が確認されている。また，外来種として「穂谷」で10種，「尊延寺」で8種確認されており，アオマツムシ，チュウゴクアミガサハゴロモ，アメリカシロヒトリ等計15種確認されている。</p> <p>◆水生生物（第7回調査：穂谷川，尊延寺水路溜池）  「穂谷川」では24種，「尊延寺水路溜池」では10種が確認されている。重要種として「穂谷川」で2種，「尊延寺水路溜池」1種確認されており，ヌマエビ，モクズガニの計2種が確認されている。また，外来種として「穂谷川」で5種，「尊延寺水路溜池」で2種確認されており，外来種であるアメリカツノウズムシ，スクミリンゴガイ，サカマキガイ，フロリダマミズヨコエビ，特定外来種であるアメリカザリガニの計5種が確認されている。</p> <p>◆魚類（第7回調査：穂谷川，尊延寺水路溜池）  「穂谷川」では18種，「尊延寺水路溜池」では2種が確認されている。重要種としては「穂谷川」で5種，「尊延寺水路溜池」で2種確認されており，タモロコ，ドジョウ，ナマズ，ミナミメダカ，ウキゴリの計5種が確認されている。また，外来種として「穂谷川」で3種，「尊延寺水路溜池」で0種確認されており，外来種であるカムルチー，特定外来種であるカダヤシ，オオクチバスが確認されている。</p>
	<p>事業計画地周辺で確認されている植物の生育状況は以下のとおりである。</p> <p>◆「第7回調査（穂谷，尊延寺・氷室台）」  「穂谷」においては366種，「尊延寺・氷室台」においては466種が確認されており，重要種としては「穂谷」で2種，「尊延寺・氷室台」で8種確認されており，マツバラン，ヒメミズワラビ，コブシ，ミズオオバコ等計10種が確認されている。また，外来種として「穂谷」で0種，「尊延寺・氷室台」で2種確認されており，特定外来生物種であるオオカワヂシャ，オオキンケイギクが確認されている。</p> <p>◆植生  事業計画地は市街地に属しており，周辺の植生は市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布し，その一部はゴルフ場，公園等として利用されている。丘陵地では，落葉広葉樹林のアベマキーコナラ群集が優占し，山裾に竹林が広く分布している。その他，部分的にモチツツジーカマツ群集及びスギ・サワラ・ヒノキ植林がみられる。</p>
人と自然との ふれあい活動の場	事業計画地周辺には，西側に位置する国見山，北側に位置する甘南備山には様々なハイキングコースや散策コースがある。また，枚方市野外活動センターや京田辺市野外活動センターのキャンプ場及び枚方市東部公園，王仁公園，防賀川公園等はレクリエーション施設として利用されている。さらに，事業計画地の南側に隣接する穂谷の里山，コスモス畑等がある。
歴史的・文化的環境	枚方市では64件，京田辺市では82件の文化財が登録・指定されており，事業計画地周辺には美術工芸品，建造物等の文化財が8件，遺跡，古墳等の埋蔵文化財が25ヶ所分布している。

### 3. 環境影響評価項目の選定

#### 3.1 環境影響要因の抽出

本事業の内容及び周辺地域の概況を勘案し、事業の実施が周辺地域の環境に及ぼすおそれのある環境影響要因を「工事の実施」、「施設等の存在」及び「施設等の供用」に分けて把握した。その結果は、表 3-1-1 に示すとおりである。

表 3-1-1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因	内容
工事の実施	建設機械等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事、撤去工事、建設工事（建築物）については、大型ダンプトラック、バックホウ、ブルドーザ、クレーン等の建設機械を使用することから、これらの建設機械からの排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）、騒音、振動、温室効果ガスが発生する可能性がある。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の搬出入等のトレーラー、トラック等、及び工事関係者の通勤における乗用車等の走行に伴う排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）、騒音、振動、温室効果ガスが発生する可能性がある。</li> <li>・これらの車両の通行が、周辺の交通及びコミュニティ施設や人と自然とのふれあい活動の場への利用に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>
	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事に伴い、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん、騒音、振動が発生する可能性がある。</li> <li>・造成工事中、降雨時に発生する濁水により、水質に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>・造成工事により地下水に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>・盛土による地盤の圧密沈下が発生する可能性がある。</li> <li>・造成工事による土壤汚染の拡散の可能性がある。</li> <li>・造成工事中の建設発生土、建設廃棄物が事業計画地周辺に影響を及ぼす可能性が考えられる。</li> <li>・造成工事中、動物、植物、生態系に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>・造成工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>
	プラント撤去工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去工事に伴い、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん、騒音、振動が発生する可能性がある。</li> <li>・撤去工事から発生する建設廃棄物が、事業計画地周辺に影響を及ぼす可能性が考えられる。</li> </ul>
施設等の存在	建築物等の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の建築物の出現が、周辺地域の日照や電波環境及び景観に影響を及ぼす可能性がある。また、水象、動物の生息環境、植物の生育環境、生態系に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>
施設等の供用	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物運搬車両や通勤による乗用車の走行に伴い、排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動、温室効果ガスの発生する可能性がある。</li> <li>・これらの車両の通行が、周辺の交通及びコミュニティ施設や人と自然とのふれあい活動の場への利用に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>
	施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の供用に伴い、大気汚染（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動、低周波音、廃棄物、温室効果ガスが事業計画地周辺地域に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>

### 3.2 環境影響評価の項目

事業特性及び地域特性並びに抽出した環境影響要因を勘案し、事業の実施により影響を受けると考えられる項目を選定した。選定結果及び選定する理由または選定しない理由を表3-2-1(1)～(3)に示す。

表 3-2-1(1) 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素	環境影響要因	工事の実施				施設等の供用	選定する理由 選定しない理由	
		建設機械等の稼働	工事車両の走行	造成工事	プラント撤去工事			
細区分	細区分							
大気質	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○	○	○	建設機械の稼働、撤去工事及び工事車両の走行、施設の供用、施設関連の車両の走行による排出ガスの影響が考えられることから選定する。
	粉じん	○	○	○	○			建設機械の稼働、撤去工事、土地の掘削及び工事車両の走行に伴う粉じん等が発生するおそれがあることから選定する。
水質・底質	水の濁り			○				裸地が出現することから、降雨時の発生する濁水による水質への影響が考えられることから選定する。
地下水	地下水			○				「形質変更時要届出区域」に指定されていることから、評価項目として選定する。
騒音	騒音	○	○	○	○	○	○	建設機械の稼働、撤去時の機械の稼働及び工事車両の走行、施設等の供用に伴い発生する騒音・振動の影響が考えられることから選定する。
振動	振動	○	○	○	○	○	○	施設供用時において低周波音の影響が考えられることから選定する。
低周波音	低周波音					○		
悪臭	悪臭物質							工事の実施及び施設等の存在・供用において悪臭物質等は使用せず、悪臭の発生源もないことから選定しない。
地盤沈下	地盤沈下			○				大規模な盛土は行わない計画であるが、影響が考えられるため選定する。
土壤汚染	特定有害物質			○				「形質変更時要届出区域」に指定されており、評価項目として選定する。

注) ○印は、影響が考えられ、環境影響評価項目として選定した項目を示す。

無印は、影響がない又はほとんどないと考えられ、環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。

表 3-2-1(2) 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素	環境影響要因	工事の実施				施設等の存在	施設等の供用		選定する理由 選定しない理由
		建設機械等の稼働	工事車両の走行	造成工事	プラント撤去工事		施設の供用	施設関連車両の走行	
廃棄物	一般廃棄物			○			○		一般廃棄物及び建設廃棄物の発生が想定されるため選定する。
	産業廃棄物			○	○		○		
	発生土			○	○				建設発生土が想定されるため選定する。
交通	交通混雑		○				○		工事車両の走行及び物流施設関連の車両の走行による影響が想定されるため選定する。
	安全交通		○				○		
	交通経路		○				○		
日照阻害	日照阻害					○			施設の存在により日照阻害が発生するおそれがあるため選定する。
電波障害	電波障害					○			施設の存在により電波障害が発生するおそれがあるため選定する。
風害	風害								高層建物を建設しないことから、施設等の存在によるビル風等の風害の影響は想定されないため選定しない。
コミュニティ	コミュニティ		○				○		工事車両の走行及び物流施設関連の車両の走行に伴う交通障害が発生し、地域を分断するおそれがあることから選定する。
気象	風向・風速								工事の実施、施設等の存在、施設等の供用は、気象環境を変化させる規模の計画ではないため選定しない。
	気温等								
地象	地形/地質/土質								工事の実施及び施設等の存在において大規模な地形改変を行わないため選定しない。
水象	河川					○			工事の実施、施設等の供用について、樹木の伐採を伴う大きな土地の改変はないが、施設等の存在により河川への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	ため池								
	地下水								

注) ○印は、影響が考えられ、環境影響評価項目として選定した項目を示す。

無印は、影響がない又はほとんどないと考えられ、環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。

表 3-2-1(3) 環境影響評価の項目の選定結果

環境要素	環境影響要因 細区分	工事の実施				施設等の存在	施設等の供用		選定する理由 選定しない理由
		建設機械等の稼働	工事車両の走行	造成工事	プラント撤去工事		施設の供用	施設関連車両の走行	
生態系	動物			○		○			造成工事及び施設等の存在が動物、植物、生態系への影響が考えられ、評価項目として選定する。
	植物			○		○			
	生態系			○		○			
景観	自然景観					○			施設等の存在が自然景観に及ぼす影響が考えられ、評価項目として選定する。
	都市景観					○			施設等の存在に伴い、都市景観及び歴史的・文化的景観への影響を確認するため選定する。
	歴史的・文化的景観					○			
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場		○					○	工事車両及び施設関連車両の走行により、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス道路の交通障害が発生するおそれがあるため選定する。
文化財	有形文化財								有形文化財は事業実施区域内に存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財			○					造成工事により、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるため、評価項目として選定する。
地球環境	地球温暖化	○	○				○	○	建設機械の稼働及び工事車両の走行、施設等の供用に伴い発生する温室効果ガスの影響が考えられることから選定する。

注) ○印は、影響が考えられ、環境影響評価項目として選定した項目を示す。

無印は、影響がない又はほとんどないと考えられ、環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。

#### 4. 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「枚方市環境影響評価条例」（平成27年12月4日、枚方市条例第53号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、調査の手法を表4-1、予測及び評価の手法を表4-2のとおりとした。また、各調査地点をまとめた図を図4-1に示す。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、手法の見直しを行うものとする。

表4-1(1) 調査の手法

調査項目	調査地点	調査期間等	調査方法	
大気質	大気汚染の状況 ・枚方市役所局 ・王仁公園局 ・田辺局	一般環境大気局 ・枚方市役所局 ・王仁公園局 ・田辺局	至近3年間	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」, 「環境データ集」(枚方市), 「大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府)等 ・「京都府環境白書」(京都府)
	大気質自動測定 ・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質	事業計画地 1地点	7日間×4季 (秋・冬・春・夏)	現地調査 ・「二酸化窒素に係る環境基準の改定について(S53.7.17 環大企262号)」, 「浮遊粒子状物質に係る測定方法につ いて(S47.6.1環大企88号)」に定める方法
	大気質の状況 ・降下ばいじん量	事業計画地及び 事業計画地周辺地域 1地点	30日間×4季	現地調査 ・「衛生試験法・注解(2025)」に定める測定・採集方法
	気象の状況 ・風向 ・風速	一般環境大気測定局 ・王仁公園局 気象観測所 ・京田辺地域気象観測所	至近3年間	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」(枚方市)等 ・「過去の気象データ・ダウンロード」(気象庁HP)
水質	水質の状況	枚方市 ・穂谷川(淀川合流直前) ・穂谷川(穂谷川新橋)	至近5年間	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」, 「環境データ集」(枚方市), 「大阪府域河川等水質調査結果報告書」(大阪府)等
	水の濁り ・浮遊物質量 ・流量	工事区域から排水を予定している地点 の下流 公共用水域3地点	平水時4回(4季) 降雨時2回	現地調査 ・「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法
	土砂の沈降特性	工事区域	1回	現地調査 ・現地の土砂を採取
地下水	地下水質 地下水位	事業計画地周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理 ・「環境データ集」(枚方市)
		事業計画地 〔土壤汚染助教調査の状況に応じ 調査地点を選定する。〕	工事着手前 1回/年	現地調査 ・「土壤汚染対策法」に定める方法及び項目 地下水質 〔カドミウム, 六価クロム, セレン, 鉛, 硒素, ふつ素, ほう素(「形質変更時要届出区域」の指定に係る特定有 害物質)〕 地下水位

表4-1(2) 調査の手法

調査項目		調査地点	調査期間等	調査方法
騒音	騒音の状況	事業計画地周辺の沿道 ・一般環境騒音 (尊延寺4丁目, 津田元町3丁目) ・道路交通騒音 (一般国道1号(第二京阪) : 長尾台4丁目, 津田東町3丁目) (一般国道307号 : 尊延寺2824-1) ・道路交通騒音 (府道八幡木津線 : 京田辺市薪高木, 興戸地蔵谷, 同志社山手1丁目)	至近年	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」, 「環境データ集」(枚方市), 「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府)等 ・「京都府環境白書」(京都府)
	環境騒音 特定騒音 ・騒音レベル	事業計画地周辺地域 4地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号), 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(S43厚・農・通・運告1)に定める方法
	道路交通騒音 ・騒音レベル	工事用車両及び施設関連車両の 主要経路道路端 2地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)に定める方法
	交通条件 ・走行速度 ・時間交通量	工事用車両及び施設関連車両の 主要経路道路端 2地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・ストップウォッチ等による計測
振動	振動の状況	事業計画地周辺の沿道 ・道路交通振動 (一般国道1号(第二京阪) : 長尾台4丁目, 津田東町3丁目) (一般国道307号 : 尊延寺2824-1) (市道新田辺駅前線 : 田辺明田) (市道山手幹線 : 大住ヶ丘4丁目) (市道興戸三山木線 : 興戸犬伏)	至近年	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」, 「環境データ集」(枚方市), 「環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府)等 ・「京都府環境白書」(京都府)
	特定振動 ・振動レベル	事業計画地周辺地域 4地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(S51環告90)〔「振動レベル測定方法」(JIS Z 8785)〕に定める方法
	道路交通振動 ・振動レベル ・地盤卓越振動数	工事用車両, 施設関連車両の主要経路 道路端で保全対象が存在する位置 2地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・振動レベルは「振動レベル測定方法」(JIS Z 8785)に定める方法 ・地盤卓越振動数は大型車走行時の振動レベルを周波数帯別に測定

表4-1(3) 調査の手法

調査項目		調査地点	調査期間等	調査方法
低周波音	低周波音 (音圧レベル)	事業計画地近傍の保全対象から最も近い敷地境界 4地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・低周波音の測定方法に関するマニュアルに準拠
地盤沈下	事業計画 (造成計画等)	事業計画地	適宜	既存資料の収集・整理 ・「環境データ集」(枚方市) ・事業計画関連資料
土壤汚染	汚染の状況	事業計画地及びその周辺	形質変更前	既存資料の収集・整理 ・「枚方市 土壤汚染関連情報」 ・水平及び垂直方向への濃度分布の現況調査資料
廃棄物及び土	廃棄物の発生・処理状況	事業計画地周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理 ・「ひらかたの環境」(枚方市), 「大阪府統計年鑑」(大阪府)等
	・工事における廃棄物の発生状況 ・発生土の再利用状況	事業計画地	工事中	事業計画関連資料
交通安全	・交通安全の状況 ・交通安全施設及び通学路の状況	事業計画地及び周辺地域	1回	既存資料の収集・整理 ・「枚方市子どもの交通安全プログラム 要対策箇所」(枚方市) ・現地踏査及び関係機関等への聞き取り調査等により、交通安全施設、教育施設の位置、通学路等を把握
	・自動車交通	事業計画地周辺地域 主要交差点4地点を含む7地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・ハンドカウンタ等による目視計測 ・車種の分類は小型車(普通車), 大型車, 二輪車
	・歩行者, 自転車交通量	事業計画地及び周辺地域 計画施設出入口1地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・ハンドカウンタ等による目視計測
	・主要交差点の交通処理状況(方向別交通量, 滞留状況, 信号現示)	事業計画地周辺地域 主要交差点4地点を含む7地点	平日1回24時間 休日1回24時間	現地調査 ・ハンドカウンタ等による目視計測
	・交通量	一般国道307号 (区間番号11340:枚方市尊延寺) 一般国道307号 (区間番号11350:推計値) 一般国道307号 (区間番号11360:推計値) 主要地方道枚方山城線 (区間番号42510:枚方市尊延寺941)	令和3年	既存資料 「全国道路・街路交通情勢調査表 令和3年度」(大阪府等)

表4-1(4) 調査の手法

調査項目		調査地点	調査期間等	調査方法
日照 阻害	地形、土地利用、施設立地の状況	事業計画地周辺地域	現況	既存資料の収集・整理
電波 障害	テレビ電波の受信障害の状況	事業計画地周辺地域 障害発生予想範囲	1回	現地測定 ・電波測定車による測定 既存資料の収集整理 ・「近畿総合通信局 近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」(総務省)
	ケーブルテレビの敷設状況及び共同受信施設の設置状況	事業計画地周辺地域	1回	関係機関への聞き取り
	地形の状況	事業計画地周辺地域	1回	既存資料の収集・整理
コミュニティ	コミュニティ及びコミュニティ施設の状況	事業計画地及び周辺地域	適宜	既存資料の収集・整理 ・自治会、学校、避難場所等の状況(枚方市市民活動課、きてみてひらかたマップ、枚方ハザードマップ) ・聞き取りにより、コミュニティ及びコミュニティ施設の状況を把握
景観	代表的な眺望地点の位置及び分布の状況	事業計画地周辺地域	現況	既存資料の収集・整理 現地踏査
	眺望の状況 (代表的な眺望地点からの事業計画地方向への景観)	事業計画地周辺の主要な眺望点や地域の人々が日常的に利用している場等の身近な景観となる地点 7地点程度(近・中・遠景)	3回/年	現地調査 ・写真撮影
	地域の景観特性	事業計画地周辺地域	3回/年	現地調査 ・主要な景観構成要素 ・景観資源
文化財	埋蔵文化財包蔵地の状況	事業計画地及び周辺地域	現況	既存資料の収集整理 ・「枚方市統計書 市内の指定・登録文化財」(枚方市) ・「埋蔵文化財包蔵地分布図」(大阪府)
水象	・河川水量 ・河川形態	事業計画地からの排水の放流地点 (公共用水域) 3地点	平水時4回(4季) 降雨時2回	水質調査における河川流量調査結果を用いる。

表4-1(5) 調査の手法

調査項目	調査地点	調査期間等	調査方法
動物の生息状況	枚方市	至近年	既存資料の収集・整理 ・「枚方ふるさといきもの調査報告書 確認種一覧」（枚方市）
哺乳類	事業計画地及びその周辺約200m	4回 (秋・冬・春・夏)	現地調査 ・目撃法 ・フィールドサイン法
鳥類		4回 (秋・冬・春・初夏)	現地調査 ・ラインセンサス法 ・定点記録法
両性類		4回 (秋・早春・春・夏)	現地調査 ・目撃法 ・捕獲法
爬虫類		4回 (秋・早春・春・夏)	現地調査 ・目撃法 ・捕獲法
昆虫類		3回 (秋・春・夏)	現地調査 ・任意採集法 ・トラップ採集法
魚類		2回 (秋・春)	現地調査 ・目撃法 ・定性採集法（タモ網）
底生生物		2回 (秋・春)	現地調査 ・定性採集法（タモ網）
水生昆虫		1回 (冬)	現地調査 ・定性採集法（タモ網）
植物の生育状況	枚方市	至近年	既存資料の収集・整理 ・「枚方ふるさといきもの調査報告書 確認種一覧」（枚方市）
植物相	事業計画地及びその周辺約200m	3回 (秋・春・夏)	現地調査 ・任意観察法
植生		1回 (夏)	現地調査 ・任意観察法 ・コドラー調査法
緑被率		1回 (夏)	現地調査 ・目視観察

表4-1(6) 調査の手法

調査項目		調査地点	調査期間等	調査方法
生態系	生態系の状況 ・環境類型区分 ・動植物の生態的特性 ・食物連鎖の状況 ・生態系を特徴付ける動植物種	事業計画地及びその周辺約200m	動物, 植物調査時に実施	動物, 植物の既存資料調査結果及び現地調査結果に基づき, 上位性, 典型性, 特殊性の視点から複数の注目種を抽出し, その生息・生育環境等の情報を整理
触れ合いと自然との活動の場	人と自然とのふれあい活動の場の状況	事業計画地及び周辺地域	至近年	既存資料の収集・整理 ・ひらかた観光マップ（枚方市）, ひらかた散策マップ（枚方市）, 都市公園情報（枚方市）, 公園紹介（大阪府）
	人と自然とのふれあい活動の場の分布状況, 自然の状況, 利用状況, 利用環境の状況	事業計画地周辺の主な地域住民等の日常的な自然とのふれあい活動の場 6地点程度	1回	現地調査 ・現地調査及び聞き取り, 写真撮影等による方法
地球環境	温室効果ガス等の排出量またはエネルギーの使用量に係る原単位等の状況	—	至近年	既存資料の収集・整理 ・「自動車燃料消費統計年報 燃料別車種別統計表」（国土交通省） ・「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（環境省）

表4-2 (1) 予測及び評価の手法

環境影響評価項目	予測				評価		
	予測項目	予測地域・地点	予測時期	予測手法			
大気質	工事の実施	建設機械等の稼働に伴い発生する排出ガスの影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地周辺の住居地域（保全対象） 3地点程度	工事中 (最盛期)	大気拡散式による数値計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基準及び規制基準並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。</li> </ul>	
		建設機械等の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する粉じん等の影響 ・降下ばいじん量	事業計画地周辺の住居地域（保全対象） 3地点程度	工事中 (最盛期)	<p>「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・（独）土木研究所）に示される手法を用いて算出</p>		
		工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスの影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点 2地点程度	工事中 (最盛期)			
	施設等の供用	施設関連車両の走行に伴い発生する排出ガスの影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	施設関連車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点 2地点程度	供用後	<p>大気拡散式による数値計算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基準及び規制基準並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。</li> </ul>	
		施設の供与に伴う排出ガスの影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	事業計画地周辺の住居地域（保全対象） 3地点程度	供用後			
水質	工事の実施	降雨時の濁水の影響	工事区域から排水を予定している地点の下流 公共用水域3地点	工事中 (最盛期)	完全混合式による定量的予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基準及び規制基準並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。</li> </ul>	

表4-2(2) 予測及び評価の手法

環境影響評価項目	予測				評価	
	予測項目	予測地域・地点	予測時期	予測手法		
地下水	工事の実施	造成工事により地下水（水位、水質）の変化が生じるおそれのある地域の範囲及びその程度	事業計画地 〔土壤汚染状況調査の状況に応じ調査地点を選定する。〕	造成中	土壤汚染状況調査、汚染状況及び造成工事工法の検討により予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基準及び規制基準並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>土壤汚染対策法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。</li> </ul>
騒音	工事の実施	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	東西南北の各方向で保全対象に近い敷地境界4地点程度（規制基準）	工事中（最盛期）	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基準及び規制基準並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合したこと。</li> </ul>
		工事用車両の走行に伴う騒音の影響	工事用車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点2地点程度	工事中（最盛期）	ASJ RTN-Model 2023による数値計算	
	施設等の供用	施設関連車両の走行に伴う騒音の影響	施設関連車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点2地点程度	供用後	ASJ RTN-Model 2023による数値計算	
		施設の供用に伴う騒音の影響	事業計画地周辺の住居地域（保全対象）3地点程度（環境基準） 東西南北の各方向で保全対象に近い敷地境界4地点程度（規制基準）	供用後	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	

表4-2(3) 予測及び評価の手法

環境影響評価項目	予測					評価
	予測項目		予測地域・地点	予測時期	予測手法	
振動	工事の実施	建設機械の稼働に伴う騒音の影響	東西南北の各方向で保全対象に近い敷地境界 4地点程度(規制基準)	工事中 (最盛期)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・(独)土木研究所)に示される手法を用いて算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>規制基準等並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合したうえで、影響を最小限にとどめること。</li> </ul>
		工事用車両の走行に伴う騒音の影響	工事用車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点 2地点程度	工事中 (最盛期)		
	施設等の供用	施設関連車両の走行に伴う騒音の影響	施設関連車両の主要通行経路の道路端で保全対象が存在する地点 2地点程度	供用後	振動の伝搬計算式による数値計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>規制基準等並びに枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合したうえで、影響を最小限にとどめること。</li> </ul>
		施設の供用に伴う騒音の影響	東西南北の各方向で保全対象に近い敷地境界 4地点程度(規制基準)	供用後		
低周波音	施設等の供用	空調機等の稼働に伴う低周波音の影響(音圧レベル)	東西南北の各方向で保全対象に近い敷地境界 4地点程度	供用後	エネルギー伝搬計算式による数値計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月、環境省環境管理局大気生活環境課)による低周波空気振動に係る物的苦情及び心身に係る苦情に関する参照値を下回ること。</li> </ul>
地盤沈下	工事の実施	盛土による圧密沈下が生じるおそれのある地域の範囲及びその程度	事業計画地	工事中	盛土に関する具体的な工事計画を示すことにより予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画及び枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>大阪府生活環境の保全等に関する条例及び枚方市公害防止条例に定める地下水採取の規制基準に適合すること。</li> </ul>

表4-2(4) 予測及び評価の手法

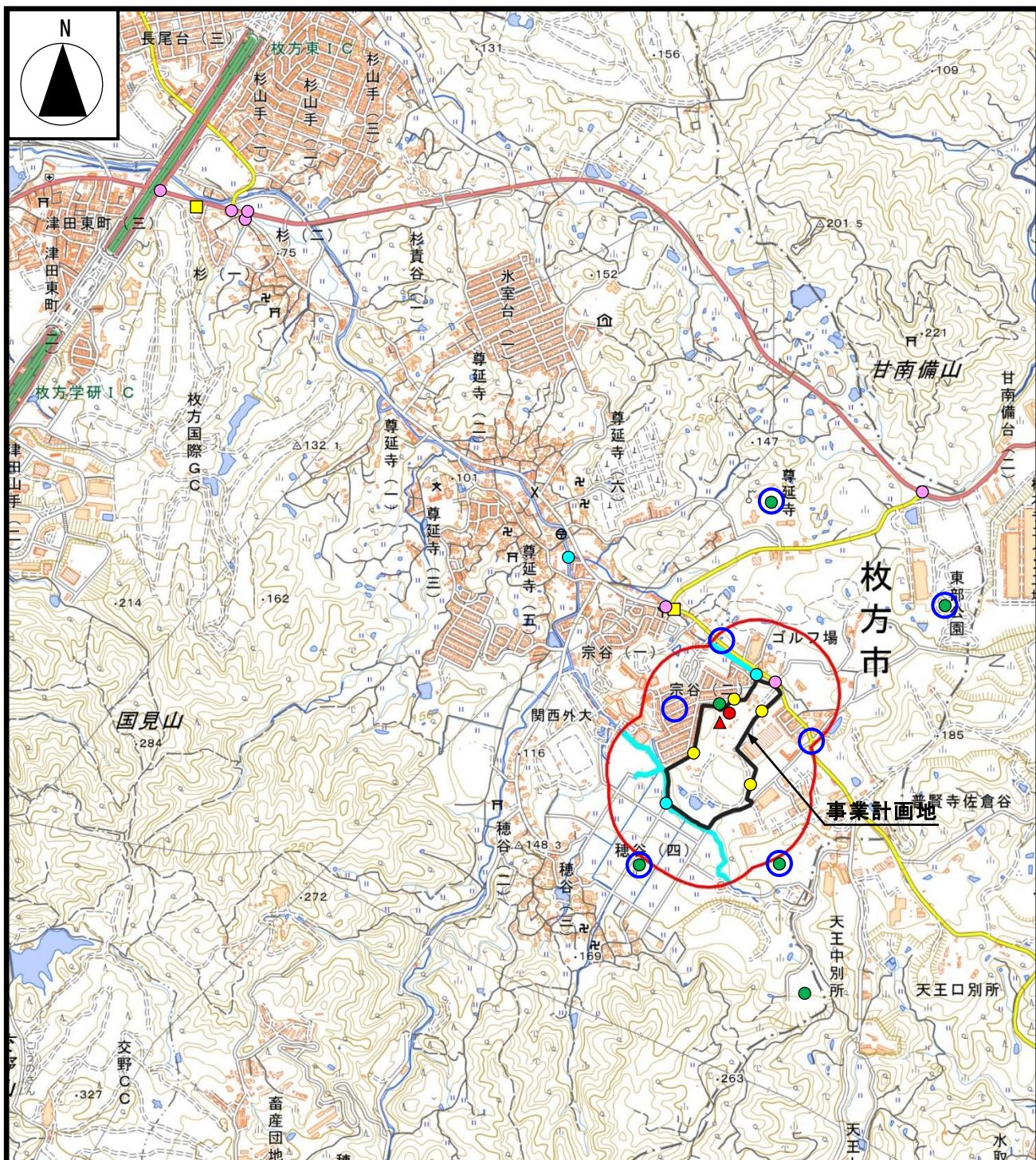
環境影響評価項目	予測					評価
	予測項目		予測地域・地点	予測時期	予測手法	
土壤汚染	工事の実施	掘削範囲と土壤汚染のある範囲及びその程度		事業計画地	工事中	現況調査結果資料等を踏まえ、土壤汚染の可能性について予測
廃棄物及び発生土	工事の実施	工事の実施に伴い発生する廃棄物（建設発生土、建築廃棄物）が、廃棄物処理の状況に及ぼす影響		事業計画地	工事中	排出量の原単位及び工事計画等を参考に予測
	施設等の供用	施設の供用後に発生する廃棄物が、廃棄物処理の状況に及ぼす影響		事業計画地	供用後	排出量の原単位及び類似施設の調査結果を参考に予測
交通	工事の実施	工事用車両、施設関連車両の走行が、周辺住民の交通安全（通学路等）に及ぼす影響		工事用車両及び施設関連車両の走行ルート	工事中 供用後	工事用車両及び施設関連車両の通行ルート、交通量及び周辺住民の歩行経路等から、理論計算式による方法又はその他適切な方法により予測
	施設等の供用					工事用車両及び施設関連車両の通行ルート、交通量等から、理論計算式による方法又はその他適切な方法により予測
	工事の実施	工事用車両、施設関連車両の走行が、地域交通に及ぼす影響（主要交差点に対する負荷）		工事用車両及び施設関連車両の走行ルート上の主要交差点 4地点程度	工事中 供用後	工事用車両及び施設関連車両の通行ルート、交通量等から、理論計算式による方法又はその他適切な方法により予測
	施設等の供用					
日照阻害	施設等の存在	日陰の範囲及び日影となる時間		事業実施区域周辺地域 (住居、農地)	施設供用後の 冬至(住居) 施設供用後の 春分、秋分(農地)	日影図作成による予測

表4-2(5) 予測及び評価の手法

環境影響評価項目	予測					評価
	予測項目		予測地域・地点	予測時期	予測手法	
電波障害	施設等の存在	建築物等の設置によるテレビ電波障害が及ぶ範囲	事業計画地周辺地域	供用後 (施設設置後)	建造物による障害の理論式	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> </ul>
コミュニティ	工事の実施	工事用車両の走行がコミュニティ施設の利用に及ぼす影響	事業計画地周辺地域	工事中	工事用車両の通行経路、交通量及び周辺住民の歩行経路等や、類似事例の引用により予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目ごとに地域特性を勘案し、地域の組織上の一体性または地域住民の日常的な交通経路に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>
	施設等の供用	施設関係車両の走行がコミュニティ施設の利用に及ぼす影響	事業計画地周辺地域	供用後	施設関係車両の通行経路、交通量及び周辺住民の歩行経路等や、類似事例の引用により予測	
景観	施設等の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の存在による主要な眺望地点からの景観の変化</li> <li>圧迫感の変化</li> </ul>	主要な眺望点や地域の人々が日常的に利用している場	供用後	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォトモンタージュの作成による予測</li> <li>形態率の算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成について十分な配慮がなされていること。</li> <li>環境基本計画及び枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>枚方市景観計画に支障を及ぼさないこと。</li> </ul>
文化財	工事の実施	工事の実施が埋蔵文化財に及ぼす影響	事業計画地 及び 周辺地域	工事中	調査の結果及び対象事業等の計画内容を勘案して予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画及び枚方市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>文化財保護法、大阪府文化財保護条例及び枚方市文化財保護条例に定める規制基準等に適合すること。</li> </ul>
水象	施設等の存在	河川水量の変化	事業計画地からの排水の放流地点 (公共用水域) 3地点	供用後	原単位手法等の定量的予測手、または類似事例による推定	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>災害の防止及び水源の確保等に支障を及ぼさないこと。</li> </ul>

表4-2(6) 予測及び評価の手法

環境影響評価項目	予測					評価
	予測項目		予測地域・地点	予測時期	予測手法	
動物	工事の実施	造成工事及び土地利用状況の変化が動物に及ぼす影響	事業計画地及びその周辺地域	工事の実施	影響を及ぼす環境の変化を勘案し、事例の引用等から定性的に予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日 大阪府決定）等、国、大阪府及び枚方市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</li> </ul>
	施設等の供用			施設等の供用		
植物	工事の実施	造成工事及び土地利用状況の変化が植物に及ぼす影響	事業計画地及びその周辺地域	工事の実施	影響を及ぼす環境の変化を勘案し、事例の引用等から定性的に予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日 大阪府決定）等、国、大阪府及び枚方市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</li> </ul>
	施設等の供用					
生態系	工事の実施	造成工事及び土地利用状況の変化が生態系に及ぼす影響	事業計画地及びその周辺地域	工事の実施	動物・植物の調査結果及び予測結果、事業計画の内容を勘案し、事例の引用等から定性的に予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画及び自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日 大阪府決定）等、国、大阪府及び枚方市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。</li> </ul>
	施設等の供用					
人と自然とのふれあい活動の場	工事の実施	工事用車両の走行が、人と自然とのふれあい活動の場の利用に及ぼす影響	事業計画地周辺の主な地域住民等の日常的な自然とのふれあい活動の場	工事中	調査の結果及び対象事業等の計画内容を勘案して予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然とのふれあい活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。</li> <li>環境基本計画及び自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日 大阪府決定）等、国、大阪府及び枚方市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> </ul>
	施設等の供用	施設関係車両の走行が人と自然とのふれあい活動の場の利用に及ぼす影響	6地点程度	供用後		
地球環境	工事の実施	建設機械等の稼働及び工事用車両の通行による温室効果ガス等の排出量	事業計画地	工事中	事業等の計画の内容、排出抑制対策等の状況、その他の既存類似事例等を考慮して原単位等により予測する	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。</li> <li>環境基本計画及び枚方市環境基本計画に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</li> <li>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。</li> <li>枚方市地球温暖化対策実行計画及び国の地球温暖化対策計画に定める温室効果ガスの削減目標及び対策・施策に整合が図られていること。</li> </ul>
	施設等の供用	施設関連車両の通行による温室効果ガス等の排出量	事業計画地	供用後		
		施設の供用に伴う温室効果ガス等の排出量	事業計画地	供用後		



#### 凡 例

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| ● : 大気質, 気象            | ○ : 動物・植物調査範囲           |
| ▲ : 降下ばいじん<br>(ダストジヤー) | — : 魚類, 底生生物            |
| ○ : 水質, 水象             | ● : 人と自然との<br>触れ合いの活動の場 |
| ○ : 一般環境騒音・振動,<br>低周波音 | ○ : 景観                  |
| ■ : 道路交通騒音・振動          |                         |
| ● : 交通量                |                         |

0 500 1000m

図4-1 現地調査地点 (とりまとめ)

出典：国土地理院ウェブサイト  
(<http://www.gsi.go.jp/>)  
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を  
加工して作成。

## 5. 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる主な許認可等は以下のとおりである。

- ・都市計画法第 21 条の 2 第 1 項の地区計画
- ・枚方開発事業等の手続等に関する条例
- ・都市計画法第 29 条開発行為の許可
- ・砂防指定地内行為許可（大阪府砂防指定地管理条例第 4 条）